

2019 年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

介護報酬単位の見直し案（2019 年 10 月施行分）

- 別紙 1 - 1 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1 - 2 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1 - 3 : 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1 - 4 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1 - 5 : 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1 - 6 : 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する
基準
- 別紙 1 - 7 : 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

【参考資料：2019年10月施行分】

- 参考2-1：厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数
- 参考2-2：居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額
- 参考2-3：介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考2-4：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考2-5：介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考2-6：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考2-7：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
- 参考2-8：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数
- 参考2-9：厚生労働大臣が定める基準

別紙 1 - 1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u></p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>ト <u>介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</u></p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u></p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>（新設）</p>

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額

が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを算定していること。

(6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1,256単位

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1,250単位

注1～8 (略)

ロ・ハ (略)

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

注1～8 (略)

ロ・ハ (略)

(新設)

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イを算定していること。

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>312単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>469単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>819単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,122単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>297単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>264単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>397単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>571単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>839単位</u> |

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

注1～15 (略)

ニ～チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

- | | |
|------------------------|--------------|
| イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) | <u>292単位</u> |
|------------------------|--------------|

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>311単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>467単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>816単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,118単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>296単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>263単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>396単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>569単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>836単位</u> |

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

注1～15 (略)

ニ～チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

- | | |
|------------------------|--------------|
| イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) | <u>290単位</u> |
|------------------------|--------------|

注 1～10 (略)

ロ・ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 509単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
485単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 444単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 295単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
285単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 261単位

注 1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 509単位

(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
485単位

(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位

注 1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 560単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
415単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 509単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
377単位

注 1～10 (略)

ロ・ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 507単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
483単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 442単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 294単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
284単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 260単位

注 1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 507単位

(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
483単位

(3) (1)及び(2)以外の場合 442単位

注 1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 558単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
414単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 507単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
376単位

(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>
注 1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>
注 1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>
注 1～4 (略)	
へ (略)	
6 通所介護費	
イ 通常規模型通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>364単位</u>
(二) 要介護 2	<u>417単位</u>
(三) 要介護 3	<u>472単位</u>
(四) 要介護 4	<u>525単位</u>
(五) 要介護 5	<u>579単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>382単位</u>
(二) 要介護 2	<u>438単位</u>
(三) 要介護 3	<u>495単位</u>
(四) 要介護 4	<u>551単位</u>
(五) 要介護 5	<u>608単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>561単位</u>

(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>
注 1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注 1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>
注 1～4 (略)	
へ (略)	
6 通所介護費	
イ 通常規模型通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>362単位</u>
(二) 要介護 2	<u>415単位</u>
(三) 要介護 3	<u>470単位</u>
(四) 要介護 4	<u>522単位</u>
(五) 要介護 5	<u>576単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>380単位</u>
(二) 要介護 2	<u>436単位</u>
(三) 要介護 3	<u>493単位</u>
(四) 要介護 4	<u>548単位</u>
(五) 要介護 5	<u>605単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>558単位</u>

(二) 要介護 2	<u>663単位</u>
(三) 要介護 3	<u>765単位</u>
(四) 要介護 4	<u>867単位</u>
(五) 要介護 5	<u>969単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>575単位</u>
(二) 要介護 2	<u>679単位</u>
(三) 要介護 3	<u>784単位</u>
(四) 要介護 4	<u>888単位</u>
(五) 要介護 5	<u>993単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>648単位</u>
(二) 要介護 2	<u>765単位</u>
(三) 要介護 3	<u>887単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,008単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,130単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>779単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,026単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>352単位</u>
(二) 要介護 2	<u>403単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>506単位</u>
(五) 要介護 5	<u>559単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>370単位</u>

(二) 要介護 2	<u>660単位</u>
(三) 要介護 3	<u>761単位</u>
(四) 要介護 4	<u>863単位</u>
(五) 要介護 5	<u>964単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>572単位</u>
(二) 要介護 2	<u>676単位</u>
(三) 要介護 3	<u>780単位</u>
(四) 要介護 4	<u>884単位</u>
(五) 要介護 5	<u>988単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>883単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>656単位</u>
(二) 要介護 2	<u>775単位</u>
(三) 要介護 3	<u>898単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
ロ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>350単位</u>
(二) 要介護 2	<u>401単位</u>
(三) 要介護 3	<u>453単位</u>
(四) 要介護 4	<u>504単位</u>
(五) 要介護 5	<u>556単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>368単位</u>

(二) 要介護 2	<u>424単位</u>
(三) 要介護 3	<u>479単位</u>
(四) 要介護 4	<u>533単位</u>
(五) 要介護 5	<u>588単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>536単位</u>
(二) 要介護 2	<u>634単位</u>
(三) 要介護 3	<u>732単位</u>
(四) 要介護 4	<u>828単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>555単位</u>
(二) 要介護 2	<u>657単位</u>
(三) 要介護 3	<u>758単位</u>
(四) 要介護 4	<u>858単位</u>
(五) 要介護 5	<u>959単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>620単位</u>
(二) 要介護 2	<u>733単位</u>
(三) 要介護 3	<u>848単位</u>
(四) 要介護 4	<u>965単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,081単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>637単位</u>
(二) 要介護 2	<u>753単位</u>
(三) 要介護 3	<u>872単位</u>
(四) 要介護 4	<u>992単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,111単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>340単位</u>

(二) 要介護 2	<u>422単位</u>
(三) 要介護 3	<u>477単位</u>
(四) 要介護 4	<u>530単位</u>
(五) 要介護 5	<u>585単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>533単位</u>
(二) 要介護 2	<u>631単位</u>
(三) 要介護 3	<u>728単位</u>
(四) 要介護 4	<u>824単位</u>
(五) 要介護 5	<u>921単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>552単位</u>
(二) 要介護 2	<u>654単位</u>
(三) 要介護 3	<u>754単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>954単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>617単位</u>
(二) 要介護 2	<u>729単位</u>
(三) 要介護 3	<u>844単位</u>
(四) 要介護 4	<u>960単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,076単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>634単位</u>
(二) 要介護 2	<u>749単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>987単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,106単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>338単位</u>

(二) 要介護 2	<u>389単位</u>
(三) 要介護 3	<u>440単位</u>
(四) 要介護 4	<u>488単位</u>
(五) 要介護 5	<u>540単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>356単位</u>
(二) 要介護 2	<u>408単位</u>
(三) 要介護 3	<u>461単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>517単位</u>
(二) 要介護 2	<u>611単位</u>
(三) 要介護 3	<u>705単位</u>
(四) 要介護 4	<u>800単位</u>
(五) 要介護 5	<u>894単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>535単位</u>
(二) 要介護 2	<u>632単位</u>
(三) 要介護 3	<u>729単位</u>
(四) 要介護 4	<u>827単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>598単位</u>
(二) 要介護 2	<u>706単位</u>
(三) 要介護 3	<u>818単位</u>
(四) 要介護 4	<u>931単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,043単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>614単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>

(二) 要介護 2	<u>387単位</u>
(三) 要介護 3	<u>438単位</u>
(四) 要介護 4	<u>486単位</u>
(五) 要介護 5	<u>537単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>354単位</u>
(二) 要介護 2	<u>406単位</u>
(三) 要介護 3	<u>459単位</u>
(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>563単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>514単位</u>
(二) 要介護 2	<u>608単位</u>
(三) 要介護 3	<u>702単位</u>
(四) 要介護 4	<u>796単位</u>
(五) 要介護 5	<u>890単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>532単位</u>
(二) 要介護 2	<u>629単位</u>
(三) 要介護 3	<u>725単位</u>
(四) 要介護 4	<u>823単位</u>
(五) 要介護 5	<u>920単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>595単位</u>
(二) 要介護 2	<u>703単位</u>
(三) 要介護 3	<u>814単位</u>
(四) 要介護 4	<u>926単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,038単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>611単位</u>
(二) 要介護 2	<u>722単位</u>

- (三) 要介護 3 839単位
- (四) 要介護 4 955単位
- (五) 要介護 5 1,070単位

注 1～19 (略)

ニ・ホ (略)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

- (三) 要介護 3 835単位
- (四) 要介護 4 950単位
- (五) 要介護 5 1,065単位

注 1～19 (略)

ニ・ホ (略)

(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>331単位</u>
(二) 要介護 2	<u>360単位</u>
(三) 要介護 3	<u>390単位</u>
(四) 要介護 4	<u>419単位</u>
(五) 要介護 5	<u>450単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>345単位</u>
(二) 要介護 2	<u>400単位</u>
(三) 要介護 3	<u>457単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>
(五) 要介護 5	<u>569単位</u>

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>446単位</u>
(二) 要介護 2	<u>523単位</u>

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>329単位</u>
(二) 要介護 2	<u>358単位</u>
(三) 要介護 3	<u>388単位</u>
(四) 要介護 4	<u>417単位</u>
(五) 要介護 5	<u>448単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>343単位</u>
(二) 要介護 2	<u>398単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>444単位</u>
(二) 要介護 2	<u>520単位</u>

(三) 要介護 3	<u>599単位</u>
(四) 要介護 4	<u>697単位</u>
(五) 要介護 5	<u>793単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>511単位</u>
(二) 要介護 2	<u>598単位</u>
(三) 要介護 3	<u>684単位</u>
(四) 要介護 4	<u>795単位</u>
(五) 要介護 5	<u>905単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>579単位</u>
(二) 要介護 2	<u>692単位</u>
(三) 要介護 3	<u>803単位</u>
(四) 要介護 4	<u>935単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,065単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>670単位</u>
(二) 要介護 2	<u>801単位</u>
(三) 要介護 3	<u>929単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,081単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>716単位</u>
(二) 要介護 2	<u>853単位</u>
(三) 要介護 3	<u>993単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,157単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,317単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>325単位</u>
(二) 要介護 2	<u>356単位</u>

(三) 要介護 3	<u>596単位</u>
(四) 要介護 4	<u>693単位</u>
(五) 要介護 5	<u>789単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>508単位</u>
(二) 要介護 2	<u>595単位</u>
(三) 要介護 3	<u>681単位</u>
(四) 要介護 4	<u>791単位</u>
(五) 要介護 5	<u>900単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>576単位</u>
(二) 要介護 2	<u>688単位</u>
(三) 要介護 3	<u>799単位</u>
(四) 要介護 4	<u>930単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,060単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>924単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,076単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>712単位</u>
(二) 要介護 2	<u>849単位</u>
(三) 要介護 3	<u>988単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,151単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>323単位</u>
(二) 要介護 2	<u>354単位</u>

(三) 要介護 3	<u>384単位</u>
(四) 要介護 4	<u>413単位</u>
(五) 要介護 5	<u>443単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>339単位</u>
(二) 要介護 2	<u>394単位</u>
(三) 要介護 3	<u>450単位</u>
(四) 要介護 4	<u>505単位</u>
(五) 要介護 5	<u>561単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>439単位</u>
(二) 要介護 2	<u>515単位</u>
(三) 要介護 3	<u>590単位</u>
(四) 要介護 4	<u>685単位</u>
(五) 要介護 5	<u>781単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>501単位</u>
(二) 要介護 2	<u>586単位</u>
(三) 要介護 3	<u>670単位</u>
(四) 要介護 4	<u>778単位</u>
(五) 要介護 5	<u>887単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>559単位</u>
(二) 要介護 2	<u>668単位</u>
(三) 要介護 3	<u>776単位</u>
(四) 要介護 4	<u>904単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,029単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>653単位</u>
(二) 要介護 2	<u>781単位</u>
(三) 要介護 3	<u>907単位</u>

(三) 要介護 3	<u>382単位</u>
(四) 要介護 4	<u>411単位</u>
(五) 要介護 5	<u>441単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>337単位</u>
(二) 要介護 2	<u>392単位</u>
(三) 要介護 3	<u>448単位</u>
(四) 要介護 4	<u>502単位</u>
(五) 要介護 5	<u>558単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>437単位</u>
(二) 要介護 2	<u>512単位</u>
(三) 要介護 3	<u>587単位</u>
(四) 要介護 4	<u>682単位</u>
(五) 要介護 5	<u>777単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>498単位</u>
(二) 要介護 2	<u>583単位</u>
(三) 要介護 3	<u>667単位</u>
(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>882単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>556単位</u>
(二) 要介護 2	<u>665単位</u>
(三) 要介護 3	<u>772単位</u>
(四) 要介護 4	<u>899単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,024単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>650単位</u>
(二) 要介護 2	<u>777単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,054単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,201単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>692単位</u>
(二) 要介護 2	<u>824単位</u>
(三) 要介護 3	<u>960単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,117単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,273単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>318単位</u>
(二) 要介護 2	<u>348単位</u>
(三) 要介護 3	<u>375単位</u>
(四) 要介護 4	<u>404単位</u>
(五) 要介護 5	<u>432単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>332単位</u>
(二) 要介護 2	<u>386単位</u>
(三) 要介護 3	<u>439単位</u>
(四) 要介護 4	<u>493単位</u>
(五) 要介護 5	<u>547単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>428単位</u>
(二) 要介護 2	<u>503単位</u>
(三) 要介護 3	<u>576単位</u>
(四) 要介護 4	<u>669単位</u>
(五) 要介護 5	<u>763単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>482単位</u>
(二) 要介護 2	<u>566単位</u>
(三) 要介護 3	<u>648単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,195単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>688単位</u>
(二) 要介護 2	<u>820単位</u>
(三) 要介護 3	<u>955単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,111単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,267単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>316単位</u>
(二) 要介護 2	<u>346単位</u>
(三) 要介護 3	<u>373単位</u>
(四) 要介護 4	<u>402単位</u>
(五) 要介護 5	<u>430単位</u>
(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>330単位</u>
(二) 要介護 2	<u>384単位</u>
(三) 要介護 3	<u>437単位</u>
(四) 要介護 4	<u>491単位</u>
(五) 要介護 5	<u>544単位</u>
(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>426単位</u>
(二) 要介護 2	<u>500単位</u>
(三) 要介護 3	<u>573単位</u>
(四) 要介護 4	<u>666単位</u>
(五) 要介護 5	<u>759単位</u>
(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>480単位</u>
(二) 要介護 2	<u>563単位</u>
(三) 要介護 3	<u>645単位</u>

(四) 要介護 4	<u>753単位</u>
(五) 要介護 5	<u>857単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>540単位</u>
(二) 要介護 2	<u>646単位</u>
(三) 要介護 3	<u>750単位</u>
(四) 要介護 4	<u>874単位</u>
(五) 要介護 5	<u>996単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>629単位</u>
(二) 要介護 2	<u>754単位</u>
(三) 要介護 3	<u>874単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,019単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,161単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>927単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,080単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,231単位</u>

注 1～20 (略)

ニ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからホまでにより算

(四) 要介護 4	<u>749単位</u>
(五) 要介護 5	<u>853単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>537単位</u>
(二) 要介護 2	<u>643単位</u>
(三) 要介護 3	<u>746単位</u>
(四) 要介護 4	<u>870単位</u>
(五) 要介護 5	<u>991単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>626単位</u>
(二) 要介護 2	<u>750単位</u>
(三) 要介護 3	<u>870単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,014単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,155単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>664単位</u>
(二) 要介護 2	<u>793単位</u>
(三) 要介護 3	<u>922単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,075単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>

注 1～20 (略)

ニ～ヘ (略)

(新設)

定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介

護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること

○
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び

(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>627単位</u>
b 要介護2	<u>695単位</u>
c 要介護3	<u>765単位</u>
d 要介護4	<u>833単位</u>
e 要介護5	<u>900単位</u>

(二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>627単位</u>
b 要介護2	<u>695単位</u>
c 要介護3	<u>765単位</u>
d 要介護4	<u>833単位</u>
e 要介護5	<u>900単位</u>

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>586単位</u>
b 要介護2	<u>654単位</u>
c 要介護3	<u>724単位</u>
d 要介護4	<u>792単位</u>
e 要介護5	<u>859単位</u>

(二) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>586単位</u>
b 要介護2	<u>654単位</u>
c 要介護3	<u>724単位</u>
d 要介護4	<u>792単位</u>
e 要介護5	<u>859単位</u>

ロ ユニット型短期入所生活介護費

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>625単位</u>
b 要介護2	<u>693単位</u>
c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>

(二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>625単位</u>
b 要介護2	<u>693単位</u>
c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>

(二) 併設型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>

ロ ユニット型短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>725単位</u>
b 要介護2	<u>792単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>933単位</u>
e 要介護5	<u>1,000単位</u>

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>725単位</u>
b 要介護2	<u>792単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>933単位</u>
e 要介護5	<u>1,000単位</u>

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>684単位</u>
b 要介護2	<u>751単位</u>
c 要介護3	<u>824単位</u>
d 要介護4	<u>892単位</u>
e 要介護5	<u>959単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>684単位</u>
b 要介護2	<u>751単位</u>
c 要介護3	<u>824単位</u>
d 要介護4	<u>892単位</u>
e 要介護5	<u>959単位</u>

注1～18 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	<u>682単位</u>
b 要介護2	<u>749単位</u>
c 要介護3	<u>822単位</u>
d 要介護4	<u>889単位</u>
e 要介護5	<u>956単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	<u>682単位</u>
b 要介護2	<u>749単位</u>
c 要介護3	<u>822単位</u>
d 要介護4	<u>889単位</u>
e 要介護5	<u>956単位</u>

注1～18 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当

該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>755単位</u>
ii 要介護 2	<u>801単位</u>
iii 要介護 3	<u>862単位</u>
iv 要介護 4	<u>914単位</u>
v 要介護 5	<u>965単位</u>

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>797単位</u>
ii 要介護 2	<u>868単位</u>
iii 要介護 3	<u>930単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,041単位</u>

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>829単位</u>
ii 要介護 2	<u>877単位</u>
iii 要介護 3	<u>938単位</u>
iv 要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>1,042単位</u>

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	<u>876単位</u>
---------	--------------

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>753単位</u>
ii 要介護 2	<u>798単位</u>
iii 要介護 3	<u>859単位</u>
iv 要介護 4	<u>911単位</u>
v 要介護 5	<u>962単位</u>

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>794単位</u>
ii 要介護 2	<u>865単位</u>
iii 要介護 3	<u>927単位</u>
iv 要介護 4	<u>983単位</u>
v 要介護 5	<u>1,038単位</u>

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	<u>826単位</u>
ii 要介護 2	<u>874単位</u>
iii 要介護 3	<u>935単位</u>
iv 要介護 4	<u>986単位</u>
v 要介護 5	<u>1,039単位</u>

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	<u>873単位</u>
---------	--------------

ii 要介護 2	<u>950単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,068単位</u>
v 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>862単位</u>
iii 要介護 3	<u>975単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,051単位</u>
v 要介護 5	<u>1,126単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>940単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,204単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>856単位</u>
iii 要介護 3	<u>949単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,024単位</u>
v 要介護 5	<u>1,099単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>858単位</u>
ii 要介護 2	<u>934単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,027単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,102単位</u>
v 要介護 5	<u>1,177単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	

ii 要介護 2	<u>947単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,009単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,065単位</u>
v 要介護 5	<u>1,120単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>859単位</u>
iii 要介護 3	<u>972単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,048単位</u>
v 要介護 5	<u>1,122単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>855単位</u>
ii 要介護 2	<u>937単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,051単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,126単位</u>
v 要介護 5	<u>1,200単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>853単位</u>
iii 要介護 3	<u>946単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,021単位</u>
v 要介護 5	<u>1,095単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>855単位</u>
ii 要介護 2	<u>931単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,024単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,098単位</u>
v 要介護 5	<u>1,173単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	

a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>741単位</u>
ii	要介護 2	<u>785単位</u>
iii	要介護 3	<u>846単位</u>
iv	要介護 4	<u>897単位</u>
v	要介護 5	<u>947単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>813単位</u>
ii	要介護 2	<u>861単位</u>
iii	要介護 3	<u>920単位</u>
iv	要介護 4	<u>970単位</u>
v	要介護 5	<u>1,022単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(-)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>
v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>835単位</u>
ii	要介護 2	<u>880単位</u>
iii	要介護 3	<u>942単位</u>
iv	要介護 4	<u>995単位</u>

a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>739単位</u>
ii	要介護 2	<u>783単位</u>
iii	要介護 3	<u>843単位</u>
iv	要介護 4	<u>894単位</u>
v	要介護 5	<u>944単位</u>
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>858単位</u>
iii	要介護 3	<u>917単位</u>
iv	要介護 4	<u>967単位</u>
v	要介護 5	<u>1,019単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(-)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>832単位</u>
ii	要介護 2	<u>877単位</u>
iii	要介護 3	<u>939単位</u>
iv	要介護 4	<u>992単位</u>
v	要介護 5	<u>1,043単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>877単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>832単位</u>
ii	要介護 2	<u>877単位</u>
iii	要介護 3	<u>939単位</u>
iv	要介護 4	<u>992単位</u>

v	要介護 5	<u>1,046単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>954単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,072単位</u>
v	要介護 5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,214単位</u>
v	要介護 5	<u>1,288単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,214単位</u>
v	要介護 5	<u>1,288単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,187単位</u>
v	要介護 5	<u>1,261単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>943単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,112単位</u>

v	要介護 5	<u>1,043単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>877単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,183単位</u>
v	要介護 5	<u>1,257単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>940単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>

iv 要介護 4	<u>1,187単位</u>
v 要介護 5	<u>1,261単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>818単位</u>
ii 要介護 2	<u>864単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>976単位</u>
v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>818単位</u>
ii 要介護 2	<u>864単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>976単位</u>
v 要介護 5	<u>1,026単位</u>
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注1～18 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>518単位</u>
注1・2 (略)	
(二) (略)	
(7)・(8) (略)	
(9) <u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	
注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員</u>	

iv 要介護 4	<u>1,183単位</u>
v 要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>816単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>921単位</u>
iv 要介護 4	<u>973単位</u>
v 要介護 5	<u>1,023単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>816単位</u>
ii 要介護 2	<u>861単位</u>
iii 要介護 3	<u>921単位</u>
iv 要介護 4	<u>973単位</u>
v 要介護 5	<u>1,023単位</u>
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>
注1～18 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>511単位</u>
注1・2 (略)	
(二) (略)	
(7)・(8) (略)	
(新設)	

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善

に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

-
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	693単位
ii 要介護2	796単位
iii 要介護3	1,020単位
iv 要介護4	1,115単位
v 要介護5	1,201単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	721単位
ii 要介護2	830単位
iii 要介護3	1,063単位
iv 要介護4	1,163単位
v 要介護5	1,252単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	711単位
ii 要介護2	818単位
iii 要介護3	1,048単位
iv 要介護4	1,146単位
v 要介護5	1,234単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	797単位
--------	-------

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	1,017単位
iv 要介護4	1,112単位
v 要介護5	1,197単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	719単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,060単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,248単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	709単位
ii 要介護2	815単位
iii 要介護3	1,045単位
iv 要介護4	1,142単位
v 要介護5	1,230単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	795単位
--------	-------

ii	要介護 2	<u>901単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,124単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,305単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>831単位</u>
ii	要介護 2	<u>939単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,272単位</u>
v	要介護 5	<u>1,361単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>819単位</u>
ii	要介護 2	<u>926単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,156単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,253単位</u>
v	要介護 5	<u>1,341単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>638単位</u>
ii	要介護 2	<u>741単位</u>
iii	要介護 3	<u>894単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,040単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>653単位</u>
ii	要介護 2	<u>759単位</u>
iii	要介護 3	<u>915単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,065単位</u>
v	要介護 5	<u>1,106単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>743単位</u>

ii	要介護 2	<u>898単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,216単位</u>
v	要介護 5	<u>1,301単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>936単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,169単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,268単位</u>
v	要介護 5	<u>1,357単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>816単位</u>
ii	要介護 2	<u>923単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,152単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,249単位</u>
v	要介護 5	<u>1,337単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>636単位</u>
ii	要介護 2	<u>739単位</u>
iii	要介護 3	<u>891単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,037単位</u>
v	要介護 5	<u>1,077単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>651単位</u>
ii	要介護 2	<u>757単位</u>
iii	要介護 3	<u>912単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,062単位</u>
v	要介護 5	<u>1,103単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>741単位</u>

ii	要介護 2	<u>847単位</u>
iii	要介護 3	<u>998単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,146単位</u>
v	要介護 5	<u>1,185単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>761単位</u>
ii	要介護 2	<u>867単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>616単位</u>
ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>

ii	要介護 2	<u>844単位</u>
iii	要介護 3	<u>995単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,142単位</u>
v	要介護 5	<u>1,181単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,019単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,169単位</u>
v	要介護 5	<u>1,209単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>614単位</u>
ii	要介護 2	<u>720単位</u>
iii	要介護 3	<u>863単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,012単位</u>
v	要介護 5	<u>1,051単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>969単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,118単位</u>
v	要介護 5	<u>1,157単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>947単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,033単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,101単位</u>
v	要介護 5	<u>1,190単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>
e	要介護 5	<u>1,327単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>848単位</u>
b	要介護 2	<u>956単位</u>
c	要介護 3	<u>1,190単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,052単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,139単位</u>
v	要介護 5	<u>1,225単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>907単位</u>
iv	要介護 4	<u>994単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,186単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>817単位</u>
b	要介護 2	<u>920単位</u>
c	要介護 3	<u>1,143単位</u>
d	要介護 4	<u>1,238単位</u>
e	要介護 5	<u>1,323単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>845単位</u>
b	要介護 2	<u>953単位</u>
c	要介護 3	<u>1,186単位</u>

d	要介護 4	<u>1,289単位</u>
e	要介護 5	<u>1,378単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>944単位</u>
c	要介護 3	<u>1,175単位</u>
d	要介護 4	<u>1,272単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>
e	要介護 5	<u>1,327単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	<u>848単位</u>
b	要介護 2	<u>956単位</u>
c	要介護 3	<u>1,190単位</u>
d	要介護 4	<u>1,289単位</u>
e	要介護 5	<u>1,378単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>944単位</u>
c	要介護 3	<u>1,175単位</u>
d	要介護 4	<u>1,272単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>

d	要介護 4	<u>1,285単位</u>
e	要介護 5	<u>1,374単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	<u>835単位</u>
b	要介護 2	<u>941単位</u>
c	要介護 3	<u>1,171単位</u>
d	要介護 4	<u>1,268単位</u>
e	要介護 5	<u>1,356単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	<u>817単位</u>
b	要介護 2	<u>920単位</u>
c	要介護 3	<u>1,143単位</u>
d	要介護 4	<u>1,238単位</u>
e	要介護 5	<u>1,323単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	<u>845単位</u>
b	要介護 2	<u>953単位</u>
c	要介護 3	<u>1,186単位</u>
d	要介護 4	<u>1,285単位</u>
e	要介護 5	<u>1,374単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	<u>835単位</u>
b	要介護 2	<u>941単位</u>
c	要介護 3	<u>1,171単位</u>
d	要介護 4	<u>1,268単位</u>
e	要介護 5	<u>1,356単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>817単位</u>
b	要介護 2	<u>920単位</u>

c 要介護3	<u>1,059単位</u>
d 要介護4	<u>1,145単位</u>
e 要介護5	<u>1,230単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護1	<u>820単位</u>
b 要介護2	<u>923単位</u>
c 要介護3	<u>1,059単位</u>
d 要介護4	<u>1,145単位</u>
e 要介護5	<u>1,230単位</u>
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>

注1～13 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)	
4 重度療養管理(1日につき)	<u>125単位</u>
注 (略)	
5～17 (略)	

(9)・(10) (略)

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員

c 要介護3	<u>1,056単位</u>
d 要介護4	<u>1,141単位</u>
e 要介護5	<u>1,226単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護1	<u>817単位</u>
b 要介護2	<u>920単位</u>
c 要介護3	<u>1,056単位</u>
d 要介護4	<u>1,141単位</u>
e 要介護5	<u>1,226単位</u>
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>

注1～13 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(9)・(10) (略)

(新設)

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善

に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）

の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	675単位
ii 要介護2	724単位
iii 要介護3	772単位
iv 要介護4	821単位
v 要介護5	870単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	702単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	804単位
iv 要介護4	855単位
v 要介護5	906単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	693単位
ii 要介護2	743単位
iii 要介護3	793単位
iv 要介護4	843単位
v 要介護5	893単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	779単位
--------	-------

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	673単位
ii 要介護2	722単位
iii 要介護3	770単位
iv 要介護4	818単位
v 要介護5	867単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	700単位
ii 要介護2	752単位
iii 要介護3	802単位
iv 要介護4	852単位
v 要介護5	903単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	691単位
ii 要介護2	741単位
iii 要介護3	791単位
iv 要介護4	840単位
v 要介護5	890単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1	777単位
--------	-------

ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>878単位</u>
iv	要介護 4	<u>925単位</u>
v	要介護 5	<u>974単位</u>
e	診療所短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>811単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>914単位</u>
iv	要介護 4	<u>964単位</u>
v	要介護 5	<u>1,015単位</u>
f	診療所短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>800単位</u>
ii	要介護 2	<u>851単位</u>
iii	要介護 3	<u>901単位</u>
iv	要介護 4	<u>950単位</u>
v	要介護 5	<u>1,001単位</u>
(二)	診療所短期入所療養介護費(II)	
a	診療所短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>598単位</u>
ii	要介護 2	<u>642単位</u>
iii	要介護 3	<u>685単位</u>
iv	要介護 4	<u>730単位</u>
v	要介護 5	<u>773単位</u>
b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>704単位</u>
ii	要介護 2	<u>747単位</u>
iii	要介護 3	<u>791単位</u>
iv	要介護 4	<u>835単位</u>
v	要介護 5	<u>879単位</u>
(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>875単位</u>
iv	要介護 4	<u>922単位</u>
v	要介護 5	<u>971単位</u>
e	診療所短期入所療養介護費(v)	
i	要介護 1	<u>809単位</u>
ii	要介護 2	<u>860単位</u>
iii	要介護 3	<u>911単位</u>
iv	要介護 4	<u>961単位</u>
v	要介護 5	<u>1,012単位</u>
f	診療所短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護 1	<u>798単位</u>
ii	要介護 2	<u>848単位</u>
iii	要介護 3	<u>898単位</u>
iv	要介護 4	<u>947単位</u>
v	要介護 5	<u>998単位</u>
(二)	診療所短期入所療養介護費(II)	
a	診療所短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>596単位</u>
ii	要介護 2	<u>640単位</u>
iii	要介護 3	<u>683単位</u>
iv	要介護 4	<u>728単位</u>
v	要介護 5	<u>771単位</u>
b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>745単位</u>
iii	要介護 3	<u>789単位</u>
iv	要介護 4	<u>832単位</u>
v	要介護 5	<u>876単位</u>
(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

a	要介護 1	<u>800単位</u>
b	要介護 2	<u>850単位</u>
c	要介護 3	<u>898単位</u>
d	要介護 4	<u>946単位</u>
e	要介護 5	<u>995単位</u>
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>880単位</u>
c	要介護 3	<u>930単位</u>
d	要介護 4	<u>980単位</u>
e	要介護 5	<u>1,031単位</u>
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	<u>818単位</u>
b	要介護 2	<u>869単位</u>
c	要介護 3	<u>919単位</u>
d	要介護 4	<u>968単位</u>
e	要介護 5	<u>1,018単位</u>
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	<u>800単位</u>
b	要介護 2	<u>850単位</u>
c	要介護 3	<u>898単位</u>
d	要介護 4	<u>946単位</u>
e	要介護 5	<u>995単位</u>
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>880単位</u>
c	要介護 3	<u>930単位</u>
d	要介護 4	<u>980単位</u>
e	要介護 5	<u>1,031単位</u>
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	<u>818単位</u>

a	要介護 1	<u>798単位</u>
b	要介護 2	<u>847単位</u>
c	要介護 3	<u>895単位</u>
d	要介護 4	<u>943単位</u>
e	要介護 5	<u>992単位</u>
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	<u>825単位</u>
b	要介護 2	<u>877単位</u>
c	要介護 3	<u>927単位</u>
d	要介護 4	<u>977単位</u>
e	要介護 5	<u>1,028単位</u>
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	<u>816単位</u>
b	要介護 2	<u>866単位</u>
c	要介護 3	<u>916単位</u>
d	要介護 4	<u>965単位</u>
e	要介護 5	<u>1,015単位</u>
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	<u>798単位</u>
b	要介護 2	<u>847単位</u>
c	要介護 3	<u>895単位</u>
d	要介護 4	<u>943単位</u>
e	要介護 5	<u>992単位</u>
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	<u>825単位</u>
b	要介護 2	<u>877単位</u>
c	要介護 3	<u>927単位</u>
d	要介護 4	<u>977単位</u>
e	要介護 5	<u>1,028単位</u>
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a	要介護 1	<u>816単位</u>

b 要介護 2	869単位
c 要介護 3	919単位
d 要介護 4	968単位
e 要介護 5	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～12 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)	
4 重度療養管理(1日につき)	125単位
注 (略)	
5～17 (略)	

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合

b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,015単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～12 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7)・(8) (略)

(新設)

においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平

均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>1,020単位</u>
ii 要介護2	<u>1,084単位</u>
iii 要介護3	<u>1,148単位</u>
iv 要介護4	<u>1,212単位</u>
v 要介護5	<u>1,277単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>1,125単位</u>
ii 要介護2	<u>1,190単位</u>
iii 要介護3	<u>1,253単位</u>
iv 要介護4	<u>1,319単位</u>
v 要介護5	<u>1,382単位</u>

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>965単位</u>
ii 要介護2	<u>1,032単位</u>
iii 要介護3	<u>1,100単位</u>
iv 要介護4	<u>1,167単位</u>
v 要介護5	<u>1,233単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>1,071単位</u>
ii 要介護2	<u>1,138単位</u>
iii 要介護3	<u>1,204単位</u>
iv 要介護4	<u>1,274単位</u>

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>1,017単位</u>
ii 要介護2	<u>1,081単位</u>
iii 要介護3	<u>1,145単位</u>
iv 要介護4	<u>1,209単位</u>
v 要介護5	<u>1,273単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>1,122単位</u>
ii 要介護2	<u>1,187単位</u>
iii 要介護3	<u>1,250単位</u>
iv 要介護4	<u>1,315単位</u>
v 要介護5	<u>1,378単位</u>

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>962単位</u>
ii 要介護2	<u>1,029単位</u>
iii 要介護3	<u>1,097単位</u>
iv 要介護4	<u>1,164単位</u>
v 要介護5	<u>1,230単位</u>

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>1,068単位</u>
ii 要介護2	<u>1,135単位</u>
iii 要介護3	<u>1,201単位</u>
iv 要介護4	<u>1,270単位</u>

v 要介護 5	<u>1,340単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>937単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,003単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,068単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,133単位</u>
v 要介護 5	<u>1,198単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,043単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,108単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,174単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,239単位</u>
v 要介護 5	<u>1,304単位</u>
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>922単位</u>
ii 要介護 2	<u>986単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,114単位</u>
v 要介護 5	<u>1,178単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,027単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,092単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,155単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,284単位</u>
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>862単位</u>
ii 要介護 2	<u>927単位</u>

v 要介護 5	<u>1,336単位</u>
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>934単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,000単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,065単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,130単位</u>
v 要介護 5	<u>1,195単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,040単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,105単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,171単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,236単位</u>
v 要介護 5	<u>1,300単位</u>
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>919単位</u>
ii 要介護 2	<u>983単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,047単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,111単位</u>
v 要介護 5	<u>1,175単位</u>
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,024単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,089単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,152単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,217単位</u>
v 要介護 5	<u>1,280単位</u>
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>860単位</u>
ii 要介護 2	<u>924単位</u>

iii	要介護 3	<u>991単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,055単位</u>
v	要介護 5	<u>1,119単位</u>
b	認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>969単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,032単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,097単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,161単位</u>
v	要介護 5	<u>1,224単位</u>
(2)	認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>769単位</u>
b	要介護 2	<u>832単位</u>
c	要介護 3	<u>897単位</u>
d	要介護 4	<u>962単位</u>
e	要介護 5	<u>1,026単位</u>
(二)	認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>875単位</u>
b	要介護 2	<u>939単位</u>
c	要介護 3	<u>1,003単位</u>
d	要介護 4	<u>1,068単位</u>
e	要介護 5	<u>1,131単位</u>
(3)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>1,146単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,210単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,275単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,339単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>

iii	要介護 3	<u>988単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,052単位</u>
v	要介護 5	<u>1,116単位</u>
b	認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>966単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,029単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,094単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,158単位</u>
v	要介護 5	<u>1,221単位</u>
(2)	認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>767単位</u>
b	要介護 2	<u>830単位</u>
c	要介護 3	<u>895単位</u>
d	要介護 4	<u>959単位</u>
e	要介護 5	<u>1,023単位</u>
(二)	認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>873単位</u>
b	要介護 2	<u>936単位</u>
c	要介護 3	<u>1,000単位</u>
d	要介護 4	<u>1,065単位</u>
e	要介護 5	<u>1,128単位</u>
(3)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>1,143単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,207単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,271単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,335単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>

b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>1,146単位</u>
ii	要介護2	<u>1,210単位</u>
iii	要介護3	<u>1,275単位</u>
iv	要介護4	<u>1,339単位</u>
v	要介護5	<u>1,403単位</u>

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>1,091単位</u>
ii	要介護2	<u>1,158単位</u>
iii	要介護3	<u>1,226単位</u>
iv	要介護4	<u>1,294単位</u>
v	要介護5	<u>1,360単位</u>

b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>1,091単位</u>
ii	要介護2	<u>1,158単位</u>
iii	要介護3	<u>1,226単位</u>
iv	要介護4	<u>1,294単位</u>
v	要介護5	<u>1,360単位</u>

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一)	3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二)	4時間以上6時間未満	<u>907単位</u>
(三)	6時間以上8時間未満	<u>1,260単位</u>

注1～8 (略)

(5) (略)

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>1,143単位</u>
ii	要介護2	<u>1,207単位</u>
iii	要介護3	<u>1,271単位</u>
iv	要介護4	<u>1,335単位</u>
v	要介護5	<u>1,399単位</u>

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>1,088単位</u>
ii	要介護2	<u>1,155単位</u>
iii	要介護3	<u>1,223単位</u>
iv	要介護4	<u>1,290単位</u>
v	要介護5	<u>1,356単位</u>

b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>1,088単位</u>
ii	要介護2	<u>1,155単位</u>
iii	要介護3	<u>1,223単位</u>
iv	要介護4	<u>1,290単位</u>
v	要介護5	<u>1,356単位</u>

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一)	3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二)	4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三)	6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>

注1～8 (略)

(5) (略)

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(7)・(8) (略)

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その

内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

（一） I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>746単位</u>
ii 要介護2	<u>855単位</u>
iii 要介護3	<u>1,088単位</u>
iv 要介護4	<u>1,188単位</u>
v 要介護5	<u>1,277単位</u>

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>856単位</u>
ii 要介護2	<u>964単位</u>
iii 要介護3	<u>1,198単位</u>

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

（一） I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	<u>744単位</u>
ii 要介護2	<u>852単位</u>
iii 要介護3	<u>1,085単位</u>
iv 要介護4	<u>1,184単位</u>
v 要介護5	<u>1,273単位</u>

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	<u>853単位</u>
ii 要介護2	<u>961単位</u>
iii 要介護3	<u>1,194単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,386単位</u>
(二)	I型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>736単位</u>
ii	要介護 2	<u>843単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,073単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,171単位</u>
v	要介護 5	<u>1,259単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>844単位</u>
ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,181単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,278単位</u>
v	要介護 5	<u>1,366単位</u>
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>827単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,057単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,155単位</u>
v	要介護 5	<u>1,243単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>828単位</u>
ii	要介護 2	<u>935単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,165単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,262単位</u>
v	要介護 5	<u>1,350単位</u>
(2)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	

iv	要介護 4	<u>1,293単位</u>
v	要介護 5	<u>1,382単位</u>
(二)	I型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>734単位</u>
ii	要介護 2	<u>840単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,070単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,167単位</u>
v	要介護 5	<u>1,255単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>841単位</u>
ii	要介護 2	<u>948単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,177単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,274単位</u>
v	要介護 5	<u>1,362単位</u>
(三)	I型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>718単位</u>
ii	要介護 2	<u>824単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,054単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,151単位</u>
v	要介護 5	<u>1,239単位</u>
b	I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>825単位</u>
ii	要介護 2	<u>932単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,161単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,258単位</u>
v	要介護 5	<u>1,346単位</u>
(2)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	

i	要介護 1	<u>701単位</u>
ii	要介護 2	<u>795単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,000単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,087単位</u>
v	要介護 5	<u>1,166単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>810単位</u>
ii	要介護 2	<u>905単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,109単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,197単位</u>
v	要介護 5	<u>1,275単位</u>
(二)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>685単位</u>
ii	要介護 2	<u>779単位</u>
iii	要介護 3	<u>984単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,071単位</u>
v	要介護 5	<u>1,150単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>794単位</u>
ii	要介護 2	<u>889単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,093単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,181単位</u>
v	要介護 5	<u>1,259単位</u>
(三)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>674単位</u>
ii	要介護 2	<u>768単位</u>
iii	要介護 3	<u>973単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,060単位</u>
v	要介護 5	<u>1,138単位</u>

i	要介護 1	<u>699単位</u>
ii	要介護 2	<u>793単位</u>
iii	要介護 3	<u>997単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,084単位</u>
v	要介護 5	<u>1,162単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>808単位</u>
ii	要介護 2	<u>902単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,106単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,271単位</u>
(二)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>683単位</u>
ii	要介護 2	<u>777単位</u>
iii	要介護 3	<u>981単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,068単位</u>
v	要介護 5	<u>1,146単位</u>
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>792単位</u>
ii	要介護 2	<u>886単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,090単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,177単位</u>
v	要介護 5	<u>1,255単位</u>
(三)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>672単位</u>
ii	要介護 2	<u>766単位</u>
iii	要介護 3	<u>970単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,057単位</u>
v	要介護 5	<u>1,135単位</u>

b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>783単位</u>
ii	要介護2	<u>878単位</u>
iii	要介護3	<u>1,082単位</u>
iv	要介護4	<u>1,170単位</u>
v	要介護5	<u>1,248単位</u>
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>687単位</u>
ii	要介護2	<u>787単位</u>
iii	要介護3	<u>1,007単位</u>
iv	要介護4	<u>1,099単位</u>
v	要介護5	<u>1,184単位</u>
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>788単位</u>
ii	要介護2	<u>891単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,202単位</u>
v	要介護5	<u>1,285単位</u>
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>642単位</u>
ii	要介護2	<u>732単位</u>
iii	要介護3	<u>927単位</u>
iv	要介護4	<u>1,010単位</u>
v	要介護5	<u>1,084単位</u>
b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>746単位</u>
ii	要介護2	<u>837単位</u>
iii	要介護3	<u>1,031単位</u>

b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>781単位</u>
ii	要介護2	<u>875単位</u>
iii	要介護3	<u>1,079単位</u>
iv	要介護4	<u>1,166単位</u>
v	要介護5	<u>1,244単位</u>
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>685単位</u>
ii	要介護2	<u>785単位</u>
iii	要介護3	<u>1,004単位</u>
iv	要介護4	<u>1,096単位</u>
v	要介護5	<u>1,180単位</u>
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>786単位</u>
ii	要介護2	<u>888単位</u>
iii	要介護3	<u>1,105単位</u>
iv	要介護4	<u>1,198単位</u>
v	要介護5	<u>1,281単位</u>
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>640単位</u>
ii	要介護2	<u>730単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>1,007単位</u>
v	要介護5	<u>1,081単位</u>
b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>744単位</u>
ii	要介護2	<u>834単位</u>
iii	要介護3	<u>1,028単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,113単位</u>
v	要介護 5	<u>1,188単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>873単位</u>
ii	要介護 2	<u>981単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,215単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,314単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>873単位</u>
ii	要介護 2	<u>981単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,215単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,314単位</u>
v	要介護 5	<u>1,403単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>863単位</u>
ii	要介護 2	<u>969単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,200単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,385単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>863単位</u>
ii	要介護 2	<u>969単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,200単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,297単位</u>
v	要介護 5	<u>1,385単位</u>
(5)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	

iv	要介護 4	<u>1,110単位</u>
v	要介護 5	<u>1,184単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>870単位</u>
ii	要介護 2	<u>978単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,211単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,310単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>870単位</u>
ii	要介護 2	<u>978単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,211単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,310単位</u>
v	要介護 5	<u>1,399単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>860単位</u>
ii	要介護 2	<u>966単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,196単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,293単位</u>
v	要介護 5	<u>1,381単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>860単位</u>
ii	要介護 2	<u>966単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,196単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,293単位</u>
v	要介護 5	<u>1,381単位</u>
(5)	ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	

き)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)

a	要介護1	<u>872単位</u>
b	要介護2	<u>972単位</u>
c	要介護3	<u>1,189単位</u>
d	要介護4	<u>1,281単位</u>
e	要介護5	<u>1,364単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

a	要介護1	<u>872単位</u>
b	要介護2	<u>972単位</u>
c	要介護3	<u>1,189単位</u>
d	要介護4	<u>1,281単位</u>
e	要介護5	<u>1,364単位</u>

(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>823単位</u>
ii	要介護2	<u>923単位</u>
iii	要介護3	<u>1,143単位</u>
iv	要介護4	<u>1,235単位</u>
v	要介護5	<u>1,318単位</u>

b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i	要介護1	<u>823単位</u>
ii	要介護2	<u>923単位</u>
iii	要介護3	<u>1,143単位</u>
iv	要介護4	<u>1,235単位</u>
v	要介護5	<u>1,318単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>831単位</u>

き)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)

a	要介護1	<u>869単位</u>
b	要介護2	<u>969単位</u>
c	要介護3	<u>1,185単位</u>
d	要介護4	<u>1,277単位</u>
e	要介護5	<u>1,360単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

a	要介護1	<u>869単位</u>
b	要介護2	<u>969単位</u>
c	要介護3	<u>1,185単位</u>
d	要介護4	<u>1,277単位</u>
e	要介護5	<u>1,360単位</u>

(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>820単位</u>
ii	要介護2	<u>920単位</u>
iii	要介護3	<u>1,139単位</u>
iv	要介護4	<u>1,231単位</u>
v	要介護5	<u>1,314単位</u>

b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i	要介護1	<u>820単位</u>
ii	要介護2	<u>920単位</u>
iii	要介護3	<u>1,139単位</u>
iv	要介護4	<u>1,231単位</u>
v	要介護5	<u>1,314単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>828単位</u>

ii 要介護 2	<u>926単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,131単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,298単位</u>
b ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>831単位</u>
ii 要介護 2	<u>926単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,131単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,220単位</u>
v 要介護 5	<u>1,298単位</u>
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3 時間以上 4 時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4 時間以上 6 時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6 時間以上 8 時間未満	<u>1,261単位</u>
注 1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理 (1 日につき)	<u>518単位</u>
注 1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)・(11) (略)	
(12) 特別診療費	
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に

ii 要介護 2	<u>923単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,216単位</u>
v 要介護 5	<u>1,294単位</u>
b ユニット型 II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>828単位</u>
ii 要介護 2	<u>923単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,216単位</u>
v 要介護 5	<u>1,294単位</u>
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3 時間以上 4 時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4 時間以上 6 時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6 時間以上 8 時間未満	<u>1,257単位</u>
注 1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理 (1 日につき)	<u>511単位</u>
注 1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)・(11) (略)	
(12) 特別診療費	
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	

係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

- 1～3 (略)
- 4 重度療養管理(1日につき) 125単位
- 注 (略)
- 5～17 (略)

(13)・(14) (略)

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改

(13)・(14) (略)

(新設)

善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

。-

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

。-

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>536単位</u>
(2) 要介護2	<u>602単位</u>
(3) 要介護3	<u>671単位</u>
(4) 要介護4	<u>735単位</u>
(5) 要介護5	<u>804単位</u>

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>536単位</u>
(2) 要介護2	<u>602単位</u>
(3) 要介護3	<u>671単位</u>
(4) 要介護4	<u>735単位</u>

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>

(5) 要介護 5

804単位

注 1 (略)

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。

一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数
イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数は、別表第一に定めるとおりとする。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(5) 要介護 5

800単位

注 1 (略)

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- (1) 要介護一 16,294単位
- (2) 要介護二 18,301単位
- (3) 要介護三 20,398単位
- (4) 要介護四 22,344単位
- (5) 要介護五 24,442単位

二 (略)

別表第一

- 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 82単位

注1・2 (略)

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間15分未満の場合 95単位
- (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
- (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位
に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間15分未満の場合 48単位
- (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数
- (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位
- (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 86単位

注1～4 (略)

3～10 (略)

3～12 (略)

ニ～チ (略)

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当

3～12 (略)

ニ～チ (略)

(新設)

該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること

○
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

11 (略)

11 (略)

別紙 1 - 2

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） （1）居宅介護支援費(I) (一) 要介護1又は要介護2 <u>1,057単位</u> (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>1,373単位</u> （2）居宅介護支援費(II) (一) 要介護1又は要介護2 <u>529単位</u> (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>686単位</u> （3）居宅介護支援費(III) (一) 要介護1又は要介護2 <u>317単位</u> (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>411単位</u> 注1～7（略） ロ～リ（略）</p>	<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） （1）居宅介護支援費(I) (一) 要介護1又は要介護2 <u>1,053単位</u> (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>1,368単位</u> （2）居宅介護支援費(II) (一) 要介護1又は要介護2 <u>527単位</u> (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>684単位</u> （3）居宅介護支援費(III) (一) 要介護1又は要介護2 <u>316単位</u> (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>410単位</u> 注1～7（略） ロ～リ（略）</p>

別紙 1 - 3

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に
関する基準

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>559単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>627単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>697単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>765単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>832単位</u></p> <p> (二) 介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>559単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>627単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>697単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>765単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>832単位</u></p> <p>(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>661単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>726単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>797単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>862単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>926単位</u></p> <p> (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>661単位</u></p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>557単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>625単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>695単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>763単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>829単位</u></p> <p> (二) 介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>557単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>625単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>695単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>763単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>829単位</u></p> <p>(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>659単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>724単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>794単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>859単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>923単位</u></p> <p> (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>659単位</u></p>

b 要介護 2	<u>726単位</u>
c 要介護 3	<u>797単位</u>
d 要介護 4	<u>862単位</u>
e 要介護 5	<u>926単位</u>
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	
（1）ユニット型介護福祉施設サービス費	
（イ）ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>638単位</u>
b 要介護 2	<u>705単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>846単位</u>
e 要介護 5	<u>913単位</u>
（ロ）ユニット型介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>638単位</u>
b 要介護 2	<u>705単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>846単位</u>
e 要介護 5	<u>913単位</u>
（2）ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	
（イ）ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>869単位</u>
d 要介護 4	<u>934単位</u>
e 要介護 5	<u>998単位</u>
（ロ）ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>869単位</u>
d 要介護 4	<u>934単位</u>
e 要介護 5	<u>998単位</u>

b 要介護 2	<u>724単位</u>
c 要介護 3	<u>794単位</u>
d 要介護 4	<u>859単位</u>
e 要介護 5	<u>923単位</u>
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	
（1）ユニット型介護福祉施設サービス費	
（イ）ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>636単位</u>
b 要介護 2	<u>703単位</u>
c 要介護 3	<u>776単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>910単位</u>
（ロ）ユニット型介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>636単位</u>
b 要介護 2	<u>703単位</u>
c 要介護 3	<u>776単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>910単位</u>
（2）ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	
（イ）ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>730単位</u>
b 要介護 2	<u>795単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>995単位</u>
（ロ）ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>730単位</u>
b 要介護 2	<u>795単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>995単位</u>

注 1～18 (略)

ハ～ラ (略)

ム 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

注 1～18 (略)

ハ～ラ (略)

(新設)

-
- (二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供

体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>701単位</u>
b 要介護2	<u>746単位</u>
c 要介護3	<u>808単位</u>
d 要介護4	<u>860単位</u>
e 要介護5	<u>911単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>742単位</u>
b 要介護2	<u>814単位</u>
c 要介護3	<u>876単位</u>
d 要介護4	<u>932単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>775単位</u>
b 要介護2	<u>823単位</u>

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>698単位</u>
b 要介護2	<u>743単位</u>
c 要介護3	<u>804単位</u>
d 要介護4	<u>856単位</u>
e 要介護5	<u>907単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>739単位</u>
b 要介護2	<u>810単位</u>
c 要介護3	<u>872単位</u>
d 要介護4	<u>928単位</u>
e 要介護5	<u>983単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>819単位</u>

c	要介護3	<u>884単位</u>
d	要介護4	<u>935単位</u>
e	要介護5	<u>989単位</u>
(四)	介護保健施設サービス費(iv)	
a	要介護1	<u>822単位</u>
b	要介護2	<u>896単位</u>
c	要介護3	<u>959単位</u>
d	要介護4	<u>1,015単位</u>
e	要介護5	<u>1,070単位</u>
(2)	介護保健施設サービス費(II)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護1	<u>726単位</u>
b	要介護2	<u>808単位</u>
c	要介護3	<u>921単位</u>
d	要介護4	<u>998単位</u>
e	要介護5	<u>1,072単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>804単位</u>
b	要介護2	<u>886単位</u>
c	要介護3	<u>1,001単位</u>
d	要介護4	<u>1,076単位</u>
e	要介護5	<u>1,150単位</u>
(3)	介護保健施設サービス費(III)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護1	<u>726単位</u>
b	要介護2	<u>802単位</u>
c	要介護3	<u>895単位</u>
d	要介護4	<u>971単位</u>
e	要介護5	<u>1,045単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>804単位</u>

c	要介護3	<u>880単位</u>
d	要介護4	<u>931単位</u>
e	要介護5	<u>984単位</u>
(四)	介護保健施設サービス費(iv)	
a	要介護1	<u>818単位</u>
b	要介護2	<u>892単位</u>
c	要介護3	<u>954単位</u>
d	要介護4	<u>1,010単位</u>
e	要介護5	<u>1,065単位</u>
(2)	介護保健施設サービス費(II)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護1	<u>723単位</u>
b	要介護2	<u>804単位</u>
c	要介護3	<u>917単位</u>
d	要介護4	<u>993単位</u>
e	要介護5	<u>1,067単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>800単位</u>
b	要介護2	<u>882単位</u>
c	要介護3	<u>996単位</u>
d	要介護4	<u>1,071単位</u>
e	要介護5	<u>1,145単位</u>
(3)	介護保健施設サービス費(III)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護1	<u>723単位</u>
b	要介護2	<u>798単位</u>
c	要介護3	<u>891単位</u>
d	要介護4	<u>966単位</u>
e	要介護5	<u>1,040単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>800単位</u>

b 要介護 2	<u>880単位</u>
c 要介護 3	<u>974単位</u>
d 要介護 4	<u>1,048単位</u>
e 要介護 5	<u>1,123単位</u>
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>687単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>792単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>893単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>759単位</u>
b 要介護 2	<u>807単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>916単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>
c 要介護 3	<u>888単位</u>
d 要介護 4	<u>941単位</u>
e 要介護 5	<u>993単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>826単位</u>
b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>962単位</u>
d 要介護 4	<u>1,019単位</u>
e 要介護 5	<u>1,074単位</u>

b 要介護 2	<u>876単位</u>
c 要介護 3	<u>969単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>728単位</u>
c 要介護 3	<u>788単位</u>
d 要介護 4	<u>839単位</u>
e 要介護 5	<u>889単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>756単位</u>
b 要介護 2	<u>803単位</u>
c 要介護 3	<u>862単位</u>
d 要介護 4	<u>912単位</u>
e 要介護 5	<u>964単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>
c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>958単位</u>
d 要介護 4	<u>1,014単位</u>
e 要介護 5	<u>1,069単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護1	<u>781単位</u>
b 要介護2	<u>826単位</u>
c 要介護3	<u>888単位</u>
d 要介護4	<u>941単位</u>
e 要介護5	<u>993単位</u>
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
a 要介護1	<u>826単位</u>
b 要介護2	<u>900単位</u>
c 要介護3	<u>962単位</u>
d 要介護4	<u>1,019単位</u>
e 要介護5	<u>1,074単位</u>
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>971単位</u>
c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,160単位</u>
e 要介護5	<u>1,235単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>971単位</u>
c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,160単位</u>
e 要介護5	<u>1,235単位</u>
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>964単位</u>
c 要介護3	<u>1,058単位</u>
d 要介護4	<u>1,133単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護1	<u>777単位</u>
b 要介護2	<u>822単位</u>
c 要介護3	<u>884単位</u>
d 要介護4	<u>937単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
a 要介護1	<u>822単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>958単位</u>
d 要介護4	<u>1,014単位</u>
e 要介護5	<u>1,069単位</u>
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>966単位</u>
c 要介護3	<u>1,079単位</u>
d 要介護4	<u>1,155単位</u>
e 要介護5	<u>1,229単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>966単位</u>
c 要介護3	<u>1,079単位</u>
d 要介護4	<u>1,155単位</u>
e 要介護5	<u>1,229単位</u>
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>960単位</u>
c 要介護3	<u>1,053単位</u>
d 要介護4	<u>1,128単位</u>

e 要介護5	<u>1,208単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>964単位</u>
c 要介護3	<u>1,058単位</u>
d 要介護4	<u>1,133単位</u>
e 要介護5	<u>1,208単位</u>
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>764単位</u>
b 要介護2	<u>810単位</u>
c 要介護3	<u>870単位</u>
d 要介護4	<u>922単位</u>
e 要介護5	<u>972単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>764単位</u>
b 要介護2	<u>810単位</u>
c 要介護3	<u>870単位</u>
d 要介護4	<u>922単位</u>
e 要介護5	<u>972単位</u>
注1～17 (略)	
ハ～ヨ (略)	
タ 緊急時施設療養費	
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(1) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>518単位</u>
注1・2 (略)	
(2) (略)	
レ 所定疾患施設療養費(1日につき)	
注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、	

e 要介護5	<u>1,202単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>960単位</u>
c 要介護3	<u>1,053単位</u>
d 要介護4	<u>1,128単位</u>
e 要介護5	<u>1,202単位</u>
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>761単位</u>
b 要介護2	<u>806単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>918単位</u>
e 要介護5	<u>968単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>761単位</u>
b 要介護2	<u>806単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>918単位</u>
e 要介護5	<u>968単位</u>
注1～17 (略)	
ハ～ヨ (略)	
タ 緊急時施設療養費	
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(1) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>511単位</u>
注1・2 (略)	
(2) (略)	
レ 所定疾患施設療養費(1日につき)	
注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、	

投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

- (1) 所定疾患施設療養費(I) 239単位
- (2) 所定疾患施設療養費(II) 480単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に

投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

- (1) 所定疾患施設療養費(I) 235単位
- (2) 所定疾患施設療養費(II) 475単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

(新設)

基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 介護老人保健施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その

内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該介護老人保健施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護保健施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1 645単位

ii 要介護2 748単位

iii 要介護3 973単位

iv 要介護4 1,068単位

v 要介護5 1,154単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1 673単位

ii 要介護2 782単位

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1 641単位

ii 要介護2 744単位

iii 要介護3 967単位

iv 要介護4 1,062単位

v 要介護5 1,147単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1 669単位

ii 要介護2 777単位

iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,115単位</u>
v	要介護 5	<u>1,205単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>663単位</u>
ii	要介護 2	<u>769単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,001単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,187単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>749単位</u>
ii	要介護 2	<u>853単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,077単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,258単位</u>
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>783単位</u>
ii	要介護 2	<u>891単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,126単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,225単位</u>
v	要介護 5	<u>1,315単位</u>
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>770単位</u>
ii	要介護 2	<u>878単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,206単位</u>
v	要介護 5	<u>1,295単位</u>
(二)	療養型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>589単位</u>
ii	要介護 2	<u>693単位</u>

iii	要介護 3	<u>1,010単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,109単位</u>
v	要介護 5	<u>1,198単位</u>
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	<u>659単位</u>
ii	要介護 2	<u>765単位</u>
iii	要介護 3	<u>995単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,092単位</u>
v	要介護 5	<u>1,180単位</u>
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>745単位</u>
ii	要介護 2	<u>848単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,071単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,166単位</u>
v	要介護 5	<u>1,251単位</u>
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>778単位</u>
ii	要介護 2	<u>886単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,119単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,218単位</u>
v	要介護 5	<u>1,307単位</u>
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>766単位</u>
ii	要介護 2	<u>873単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,102単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,199単位</u>
v	要介護 5	<u>1,287単位</u>
(二)	療養型介護療養施設サービス費(II)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>586単位</u>
ii	要介護 2	<u>689単位</u>

iii 要介護 3	<u>846単位</u>
iv 要介護 4	<u>993単位</u>
v 要介護 5	<u>1,033単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>605単位</u>
ii 要介護 2	<u>711単位</u>
iii 要介護 3	<u>867単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,018単位</u>
v 要介護 5	<u>1,059単位</u>
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	<u>695単位</u>
ii 要介護 2	<u>799単位</u>
iii 要介護 3	<u>951単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,098単位</u>
v 要介護 5	<u>1,138単位</u>
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	<u>713単位</u>
ii 要介護 2	<u>819単位</u>
iii 要介護 3	<u>975単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,126単位</u>
v 要介護 5	<u>1,166単位</u>
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>567単位</u>
ii 要介護 2	<u>674単位</u>
iii 要介護 3	<u>818単位</u>
iv 要介護 4	<u>968単位</u>
v 要介護 5	<u>1,007単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>674単位</u>
ii 要介護 2	<u>780単位</u>

iii 要介護 3	<u>841単位</u>
iv 要介護 4	<u>987単位</u>
v 要介護 5	<u>1,027単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>601単位</u>
ii 要介護 2	<u>707単位</u>
iii 要介護 3	<u>862単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,012単位</u>
v 要介護 5	<u>1,053単位</u>
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	<u>691単位</u>
ii 要介護 2	<u>794単位</u>
iii 要介護 3	<u>945単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,092単位</u>
v 要介護 5	<u>1,131単位</u>
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	<u>709単位</u>
ii 要介護 2	<u>814単位</u>
iii 要介護 3	<u>969単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,119単位</u>
v 要介護 5	<u>1,159単位</u>
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>564単位</u>
ii 要介護 2	<u>670単位</u>
iii 要介護 3	<u>813単位</u>
iv 要介護 4	<u>962単位</u>
v 要介護 5	<u>1,001単位</u>
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>670単位</u>
ii 要介護 2	<u>775単位</u>

iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,074単位</u>
v 要介護 5	<u>1,113単位</u>
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
（一）療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>654単位</u>
ii 要介護 2	<u>758単位</u>
iii 要介護 3	<u>902単位</u>
iv 要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>1,076単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>759単位</u>
ii 要介護 2	<u>865単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,008単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,095単位</u>
v 要介護 5	<u>1,182単位</u>
（二）療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>654単位</u>
ii 要介護 2	<u>758単位</u>
iii 要介護 3	<u>862単位</u>
iv 要介護 4	<u>950単位</u>
v 要介護 5	<u>1,036単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>759単位</u>
ii 要介護 2	<u>865単位</u>
iii 要介護 3	<u>968単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,054単位</u>
v 要介護 5	<u>1,143単位</u>
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	

iii 要介護 3	<u>919単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,068単位</u>
v 要介護 5	<u>1,107単位</u>
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
（一）療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>650単位</u>
ii 要介護 2	<u>754単位</u>
iii 要介護 3	<u>897単位</u>
iv 要介護 4	<u>983単位</u>
v 要介護 5	<u>1,070単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>755単位</u>
ii 要介護 2	<u>860単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,002単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,089単位</u>
v 要介護 5	<u>1,175単位</u>
（二）療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>650単位</u>
ii 要介護 2	<u>754単位</u>
iii 要介護 3	<u>857単位</u>
iv 要介護 4	<u>944単位</u>
v 要介護 5	<u>1,030単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>755単位</u>
ii 要介護 2	<u>860単位</u>
iii 要介護 3	<u>962単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,048単位</u>
v 要介護 5	<u>1,136単位</u>
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	

(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>875単位</u>
c 要介護3	<u>1,099単位</u>
d 要介護4	<u>1,195単位</u>
e 要介護5	<u>1,280単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	<u>800単位</u>
b 要介護2	<u>908単位</u>
c 要介護3	<u>1,143単位</u>
d 要介護4	<u>1,242単位</u>
e 要介護5	<u>1,332単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	<u>790単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>1,128単位</u>
d 要介護4	<u>1,225単位</u>
e 要介護5	<u>1,314単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>875単位</u>
c 要介護3	<u>1,099単位</u>
d 要介護4	<u>1,195単位</u>
e 要介護5	<u>1,280単位</u>
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	<u>800単位</u>
b 要介護2	<u>908単位</u>
c 要介護3	<u>1,143単位</u>
d 要介護4	<u>1,242単位</u>
e 要介護5	<u>1,332単位</u>
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	

(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>870単位</u>
c 要介護3	<u>1,093単位</u>
d 要介護4	<u>1,188単位</u>
e 要介護5	<u>1,273単位</u>
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	<u>795単位</u>
b 要介護2	<u>903単位</u>
c 要介護3	<u>1,136単位</u>
d 要介護4	<u>1,235単位</u>
e 要介護5	<u>1,324単位</u>
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	<u>785単位</u>
b 要介護2	<u>891単位</u>
c 要介護3	<u>1,121単位</u>
d 要介護4	<u>1,218単位</u>
e 要介護5	<u>1,306単位</u>
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>870単位</u>
c 要介護3	<u>1,093単位</u>
d 要介護4	<u>1,188単位</u>
e 要介護5	<u>1,273単位</u>
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	<u>795単位</u>
b 要介護2	<u>903単位</u>
c 要介護3	<u>1,136単位</u>
d 要介護4	<u>1,235単位</u>
e 要介護5	<u>1,324単位</u>
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	

a 要介護1	<u>790単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>1,128単位</u>
d 要介護4	<u>1,225単位</u>
e 要介護5	<u>1,314単位</u>

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

（一）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>875単位</u>
c 要介護3	<u>1,012単位</u>
d 要介護4	<u>1,097単位</u>
e 要介護5	<u>1,183単位</u>

（二）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>875単位</u>
c 要介護3	<u>1,012単位</u>
d 要介護4	<u>1,097単位</u>
e 要介護5	<u>1,183単位</u>

注1～13（略）

(5)～(14)（略）

(15) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3（略）

4 重度療養管理（1日につき） 125単位

a 要介護1	<u>785単位</u>
b 要介護2	<u>891単位</u>
c 要介護3	<u>1,121単位</u>
d 要介護4	<u>1,218単位</u>
e 要介護5	<u>1,306単位</u>

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

（一）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>870単位</u>
c 要介護3	<u>1,006単位</u>
d 要介護4	<u>1,091単位</u>
e 要介護5	<u>1,176単位</u>

（二）ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>870単位</u>
c 要介護3	<u>1,006単位</u>
d 要介護4	<u>1,091単位</u>
e 要介護5	<u>1,176単位</u>

注1～13（略）

(5)～(14)（略）

(15) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注 (略)
5～17 (略)

(16)～(20) (略)

(21) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(19)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

(16)～(20) (略)
(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強

化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	627単位
ii 要介護2	676単位
iii 要介護3	724単位
iv 要介護4	772単位
v 要介護5	822単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	654単位
ii 要介護2	706単位
iii 要介護3	756単位
iv 要介護4	807単位
v 要介護5	858単位

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	645単位
ii 要介護2	695単位

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	623単位
ii 要介護2	672単位
iii 要介護3	720単位
iv 要介護4	768単位
v 要介護5	817単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	650単位
ii 要介護2	702単位
iii 要介護3	752単位
iv 要介護4	802単位
v 要介護5	853単位

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2	691単位

iii	要介護 3	<u>745単位</u>
iv	要介護 4	<u>795単位</u>
v	要介護 5	<u>845単位</u>
d	診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>731単位</u>
ii	要介護 2	<u>780単位</u>
iii	要介護 3	<u>830単位</u>
iv	要介護 4	<u>877単位</u>
v	要介護 5	<u>926単位</u>
e	診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>763単位</u>
ii	要介護 2	<u>815単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>916単位</u>
v	要介護 5	<u>968単位</u>
f	診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	<u>803単位</u>
iii	要介護 3	<u>853単位</u>
iv	要介護 4	<u>902単位</u>
v	要介護 5	<u>954単位</u>
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>549単位</u>
ii	要介護 2	<u>593単位</u>
iii	要介護 3	<u>637単位</u>
iv	要介護 4	<u>682単位</u>
v	要介護 5	<u>725単位</u>
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>656単位</u>
ii	要介護 2	<u>699単位</u>

iii	要介護 3	<u>741単位</u>
iv	要介護 4	<u>790単位</u>
v	要介護 5	<u>840単位</u>
d	診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	<u>727単位</u>
ii	要介護 2	<u>775単位</u>
iii	要介護 3	<u>825単位</u>
iv	要介護 4	<u>872単位</u>
v	要介護 5	<u>921単位</u>
e	診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>810単位</u>
iii	要介護 3	<u>861単位</u>
iv	要介護 4	<u>911単位</u>
v	要介護 5	<u>962単位</u>
f	診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	<u>748単位</u>
ii	要介護 2	<u>798単位</u>
iii	要介護 3	<u>848単位</u>
iv	要介護 4	<u>897単位</u>
v	要介護 5	<u>948単位</u>
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>546単位</u>
ii	要介護 2	<u>590単位</u>
iii	要介護 3	<u>633単位</u>
iv	要介護 4	<u>678単位</u>
v	要介護 5	<u>721単位</u>
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>652単位</u>
ii	要介護 2	<u>695単位</u>

iii 要介護 3	<u>743単位</u>
iv 要介護 4	<u>787単位</u>
v 要介護 5	<u>831単位</u>
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
（一）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>898単位</u>
e 要介護 5	<u>947単位</u>
（二）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>882単位</u>
d 要介護 4	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>984単位</u>
（三）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>821単位</u>
c 要介護 3	<u>871単位</u>
d 要介護 4	<u>920単位</u>
e 要介護 5	<u>971単位</u>
（四）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>898単位</u>
e 要介護 5	<u>947単位</u>
（五）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護 1	<u>780単位</u>

iii 要介護 3	<u>739単位</u>
iv 要介護 4	<u>782単位</u>
v 要介護 5	<u>826単位</u>
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
（一）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>748単位</u>
b 要介護 2	<u>797単位</u>
c 要介護 3	<u>845単位</u>
d 要介護 4	<u>893単位</u>
e 要介護 5	<u>942単位</u>
（二）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>775単位</u>
b 要介護 2	<u>827単位</u>
c 要介護 3	<u>877単位</u>
d 要介護 4	<u>927単位</u>
e 要介護 5	<u>978単位</u>
（三）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	<u>766単位</u>
b 要介護 2	<u>816単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>915単位</u>
e 要介護 5	<u>965単位</u>
（四）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	<u>748単位</u>
b 要介護 2	<u>797単位</u>
c 要介護 3	<u>845単位</u>
d 要介護 4	<u>893単位</u>
e 要介護 5	<u>942単位</u>
（五）ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護 1	<u>775単位</u>

b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	882単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	984単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅶ)

a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	871単位
d 要介護 4	920単位
e 要介護 5	971単位

注 1～10 (略)

(3)～(12) (略)

(13) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(14)～(18) (略)

(19) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲

b 要介護 2	827単位
c 要介護 3	877単位
d 要介護 4	927単位
e 要介護 5	978単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅶ)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	915単位
e 要介護 5	965単位

注 1～10 (略)

(3)～(12) (略)

(13) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(14)～(18) (略)

(新設)

げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの

利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	973単位
ii 要介護2	1,037単位
iii 要介護3	1,101単位
iv 要介護4	1,166単位
v 要介護5	1,230単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,078単位
ii 要介護2	1,144単位
iii 要介護3	1,207単位
iv 要介護4	1,272単位
v 要介護5	1,336単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	917単位
ii 要介護2	985単位
iii 要介護3	1,053単位
iv 要介護4	1,120単位
v 要介護5	1,187単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,024単位
ii 要介護2	1,091単位
iii 要介護3	1,158単位

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	967単位
ii 要介護2	1,031単位
iii 要介護3	1,095単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,223単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,072単位
ii 要介護2	1,137単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,265単位
v 要介護5	1,328単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	912単位
ii 要介護2	979単位
iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,180単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,018単位
ii 要介護2	1,085単位
iii 要介護3	1,151単位

iv	要介護 4	<u>1,227単位</u>
v	要介護 5	<u>1,293単位</u>
(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>889単位</u>
ii	要介護 2	<u>956単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,021単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,086単位</u>
v	要介護 5	<u>1,152単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>996単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,061単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,128単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,257単位</u>
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>874単位</u>
ii	要介護 2	<u>938単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,003単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,067単位</u>
v	要介護 5	<u>1,132単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>980単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,045単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,174単位</u>
v	要介護 5	<u>1,237単位</u>
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>815単位</u>

iv	要介護 4	<u>1,220単位</u>
v	要介護 5	<u>1,286単位</u>
(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>884単位</u>
ii	要介護 2	<u>950単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,080単位</u>
v	要介護 5	<u>1,145単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>990単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,055単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,121単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,186単位</u>
v	要介護 5	<u>1,250単位</u>
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>869単位</u>
ii	要介護 2	<u>933単位</u>
iii	要介護 3	<u>997単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,061単位</u>
v	要介護 5	<u>1,125単位</u>
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>974単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,039単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,102単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,167単位</u>
v	要介護 5	<u>1,230単位</u>
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>810単位</u>

ii	要介護 2	<u>879単位</u>
iii	要介護 3	<u>943単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,008単位</u>
v	要介護 5	<u>1,072単位</u>
b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>921単位</u>
ii	要介護 2	<u>985単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,050単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,114単位</u>
v	要介護 5	<u>1,178単位</u>
(2)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>721単位</u>
b	要介護 2	<u>785単位</u>
c	要介護 3	<u>850単位</u>
d	要介護 4	<u>914単位</u>
e	要介護 5	<u>979単位</u>
(二)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>828単位</u>
b	要介護 2	<u>891単位</u>
c	要介護 3	<u>956単位</u>
d	要介護 4	<u>1,021単位</u>
e	要介護 5	<u>1,084単位</u>
(3)	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)	
a	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>1,099単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,164単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,228単位</u>

ii	要介護 2	<u>874単位</u>
iii	要介護 3	<u>938単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,002単位</u>
v	要介護 5	<u>1,066単位</u>
b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	<u>916単位</u>
ii	要介護 2	<u>979単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,044単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,108単位</u>
v	要介護 5	<u>1,171単位</u>
(2)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>717単位</u>
b	要介護 2	<u>780単位</u>
c	要介護 3	<u>845単位</u>
d	要介護 4	<u>909単位</u>
e	要介護 5	<u>973単位</u>
(二)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>823単位</u>
b	要介護 2	<u>886単位</u>
c	要介護 3	<u>950単位</u>
d	要介護 4	<u>1,015単位</u>
e	要介護 5	<u>1,078単位</u>
(3)	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)	
a	ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	<u>1,093単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,157単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,221単位</u>

iv 要介護 4	<u>1,292単位</u>
v 要介護 5	<u>1,357単位</u>
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,099単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,164単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,228単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,292単位</u>
v 要介護 5	<u>1,357単位</u>

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>1,044単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,111単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,180単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,314単位</u>
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,044単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,111単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,180単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>
v 要介護 5	<u>1,314単位</u>

注 1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

iv 要介護 4	<u>1,285単位</u>
v 要介護 5	<u>1,349単位</u>
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,093単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,157単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,221単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,285単位</u>
v 要介護 5	<u>1,349単位</u>

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>1,038単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,105単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,240単位</u>
v 要介護 5	<u>1,306単位</u>
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>1,038単位</u>
ii 要介護 2	<u>1,105単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,173単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,240単位</u>
v 要介護 5	<u>1,306単位</u>

注 1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

1～3 (略)
4 重度療養管理(1日につき) 125単位
注 (略)
5～17 (略)

(15)～(17) (略)

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金

(15)～(17) (略)
(新設)

改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

- 。
- (二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
 - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
 - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
 - (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に

報告すること。

(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(Ⅰ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	<u>698単位</u>
b 要介護2	<u>807単位</u>
c 要介護3	<u>1,041単位</u>
d 要介護4	<u>1,141単位</u>
e 要介護5	<u>1,230単位</u>

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	<u>808単位</u>
b 要介護2	<u>916単位</u>
c 要介護3	<u>1,151単位</u>
d 要介護4	<u>1,250単位</u>
e 要介護5	<u>1,340単位</u>

(2) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(Ⅰ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	<u>694単位</u>
b 要介護2	<u>802単位</u>
c 要介護3	<u>1,035単位</u>
d 要介護4	<u>1,134単位</u>
e 要介護5	<u>1,223単位</u>

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	<u>803単位</u>
b 要介護2	<u>911単位</u>
c 要介護3	<u>1,144単位</u>
d 要介護4	<u>1,243単位</u>
e 要介護5	<u>1,332単位</u>

(2) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)

(一) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>688単位</u>
b 要介護2	<u>795単位</u>
c 要介護3	<u>1,026単位</u>
d 要介護4	<u>1,124単位</u>
e 要介護5	<u>1,212単位</u>
(二) I型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>796単位</u>
b 要介護2	<u>903単位</u>
c 要介護3	<u>1,134単位</u>
d 要介護4	<u>1,231単位</u>
e 要介護5	<u>1,320単位</u>
(3) I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>672単位</u>
b 要介護2	<u>779単位</u>
c 要介護3	<u>1,010単位</u>
d 要介護4	<u>1,107単位</u>
e 要介護5	<u>1,196単位</u>
(二) I型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>780単位</u>
b 要介護2	<u>887単位</u>
c 要介護3	<u>1,117単位</u>
d 要介護4	<u>1,215単位</u>
e 要介護5	<u>1,304単位</u>
ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)	
(1) II型介護医療院サービス費(I)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>653単位</u>
b 要介護2	<u>747単位</u>
c 要介護3	<u>953単位</u>

(一) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>684単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>1,020単位</u>
d 要介護4	<u>1,117単位</u>
e 要介護5	<u>1,205単位</u>
(二) I型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>791単位</u>
b 要介護2	<u>898単位</u>
c 要介護3	<u>1,127単位</u>
d 要介護4	<u>1,224単位</u>
e 要介護5	<u>1,312単位</u>
(3) I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>668単位</u>
b 要介護2	<u>774単位</u>
c 要介護3	<u>1,004単位</u>
d 要介護4	<u>1,101単位</u>
e 要介護5	<u>1,189単位</u>
(二) I型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>775単位</u>
b 要介護2	<u>882単位</u>
c 要介護3	<u>1,111単位</u>
d 要介護4	<u>1,208単位</u>
e 要介護5	<u>1,296単位</u>
ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)	
(1) II型介護医療院サービス費(I)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	<u>649単位</u>
b 要介護2	<u>743単位</u>
c 要介護3	<u>947単位</u>

d 要介護 4	<u>1,040単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>762単位</u>
b 要介護 2	<u>857単位</u>
c 要介護 3	<u>1,062単位</u>
d 要介護 4	<u>1,150単位</u>
e 要介護 5	<u>1,228単位</u>
(2) II型介護医療院サービス費(II)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>637単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>936単位</u>
d 要介護 4	<u>1,024単位</u>
e 要介護 5	<u>1,102単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>746単位</u>
b 要介護 2	<u>841単位</u>
c 要介護 3	<u>1,046単位</u>
d 要介護 4	<u>1,134単位</u>
e 要介護 5	<u>1,212単位</u>
(3) II型介護医療院サービス費(III)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>626単位</u>
b 要介護 2	<u>720単位</u>
c 要介護 3	<u>925単位</u>
d 要介護 4	<u>1,013単位</u>
e 要介護 5	<u>1,091単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>735単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>

d 要介護 4	<u>1,034単位</u>
e 要介護 5	<u>1,112単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>758単位</u>
b 要介護 2	<u>852単位</u>
c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,143単位</u>
e 要介護 5	<u>1,221単位</u>
(2) II型介護医療院サービス費(II)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>633単位</u>
b 要介護 2	<u>727単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,018単位</u>
e 要介護 5	<u>1,096単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>742単位</u>
b 要介護 2	<u>836単位</u>
c 要介護 3	<u>1,040単位</u>
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,205単位</u>
(3) II型介護医療院サービス費(III)	
(一) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>622単位</u>
b 要介護 2	<u>716単位</u>
c 要介護 3	<u>920単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,085単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>731単位</u>
b 要介護 2	<u>825単位</u>

c 要介護 3	<u>1,035単位</u>
d 要介護 4	<u>1,123単位</u>
e 要介護 5	<u>1,201単位</u>
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) I型特別介護医療院サービス費	
（一） I型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>639単位</u>
b 要介護 2	<u>739単位</u>
c 要介護 3	<u>960単位</u>
d 要介護 4	<u>1,052単位</u>
e 要介護 5	<u>1,137単位</u>
（二） I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>740単位</u>
b 要介護 2	<u>843単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>
e 要介護 5	<u>1,238単位</u>
(2) II型特別介護医療院サービス費	
（一） II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>593単位</u>
b 要介護 2	<u>684単位</u>
c 要介護 3	<u>879単位</u>
d 要介護 4	<u>963単位</u>
e 要介護 5	<u>1,037単位</u>
（二） II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>698単位</u>
b 要介護 2	<u>789単位</u>
c 要介護 3	<u>984単位</u>
d 要介護 4	<u>1,066単位</u>
e 要介護 5	<u>1,141単位</u>
ニ ユニット型 I型介護医療院サービス費（1日につき）	

c 要介護 3	<u>1,029単位</u>
d 要介護 4	<u>1,116単位</u>
e 要介護 5	<u>1,194単位</u>
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) I型特別介護医療院サービス費	
（一） I型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>635単位</u>
b 要介護 2	<u>735単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,046単位</u>
e 要介護 5	<u>1,130単位</u>
（二） I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>736単位</u>
b 要介護 2	<u>838単位</u>
c 要介護 3	<u>1,055単位</u>
d 要介護 4	<u>1,148単位</u>
e 要介護 5	<u>1,231単位</u>
(2) II型特別介護医療院サービス費	
（一） II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>590単位</u>
b 要介護 2	<u>680単位</u>
c 要介護 3	<u>874単位</u>
d 要介護 4	<u>957単位</u>
e 要介護 5	<u>1,031単位</u>
（二） II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>694単位</u>
b 要介護 2	<u>784単位</u>
c 要介護 3	<u>978単位</u>
d 要介護 4	<u>1,060単位</u>
e 要介護 5	<u>1,134単位</u>
ニ ユニット型 I型介護医療院サービス費（1日につき）	

(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>825単位</u>
b 要介護 2	<u>933単位</u>
c 要介護 3	<u>1,168単位</u>
d 要介護 4	<u>1,267単位</u>
e 要介護 5	<u>1,357単位</u>
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>825単位</u>
b 要介護 2	<u>933単位</u>
c 要介護 3	<u>1,168単位</u>
d 要介護 4	<u>1,267単位</u>
e 要介護 5	<u>1,357単位</u>
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>815単位</u>
b 要介護 2	<u>921単位</u>
c 要介護 3	<u>1,153単位</u>
d 要介護 4	<u>1,250単位</u>
e 要介護 5	<u>1,339単位</u>
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>815単位</u>
b 要介護 2	<u>921単位</u>
c 要介護 3	<u>1,153単位</u>
d 要介護 4	<u>1,250単位</u>
e 要介護 5	<u>1,339単位</u>
ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	<u>824単位</u>
(二) 要介護 2	<u>924単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,142単位</u>

(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>928単位</u>
c 要介護 3	<u>1,161単位</u>
d 要介護 4	<u>1,260単位</u>
e 要介護 5	<u>1,349単位</u>
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>928単位</u>
c 要介護 3	<u>1,161単位</u>
d 要介護 4	<u>1,260単位</u>
e 要介護 5	<u>1,349単位</u>
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>810単位</u>
b 要介護 2	<u>916単位</u>
c 要介護 3	<u>1,146単位</u>
d 要介護 4	<u>1,243単位</u>
e 要介護 5	<u>1,331単位</u>
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>810単位</u>
b 要介護 2	<u>916単位</u>
c 要介護 3	<u>1,146単位</u>
d 要介護 4	<u>1,243単位</u>
e 要介護 5	<u>1,331単位</u>
ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	<u>819単位</u>
(二) 要介護 2	<u>919単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,135単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,234単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,318単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	<u>824単位</u>
(二) 要介護 2	<u>924単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,142単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,234単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,318単位</u>
へ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>774単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,095単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>774単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,095単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>783単位</u>
b 要介護 2	<u>878単位</u>
c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,173単位</u>
e 要介護 5	<u>1,251単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>783単位</u>

(四) 要介護 4	<u>1,227単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	<u>819単位</u>
(二) 要介護 2	<u>919単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,135単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,227単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
へ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,089単位</u>
d 要介護 4	<u>1,181単位</u>
e 要介護 5	<u>1,264単位</u>
(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>870単位</u>
c 要介護 3	<u>1,089単位</u>
d 要介護 4	<u>1,181単位</u>
e 要介護 5	<u>1,264単位</u>
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>778単位</u>
b 要介護 2	<u>873単位</u>
c 要介護 3	<u>1,078単位</u>
d 要介護 4	<u>1,166単位</u>
e 要介護 5	<u>1,244単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>778単位</u>

b 要介護2	<u>878単位</u>
c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,173単位</u>
e 要介護5	<u>1,251単位</u>

注1～12 (略)

ト～レ (略)

ソ 特別診療費

注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)	
4 重度療養管理(1日につき)	<u>125単位</u>
注 (略)	
5～17 (略)	

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 518単位

注1・2 (略)

(2) (略)

ネ～ノ (略)

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単

b 要介護2	<u>873単位</u>
c 要介護3	<u>1,078単位</u>
d 要介護4	<u>1,166単位</u>
e 要介護5	<u>1,244単位</u>

注1～12 (略)

ト～レ (略)

ソ 特別診療費

注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 511単位

注1・2 (略)

(2) (略)

ネ～ノ (略)

(新設)

位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからオまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 介護医療院において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 介護医療院において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護医療院サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護医療院サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 1 - 4

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算 定に関する基準

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）

（傍線部分は改出部分）

改 出 後	改 出 前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>（一）要介護1 <u>8,287単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>12,946単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>19,762単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>24,361単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>29,512単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,680単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,138単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,833単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,293単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,752単位</u></p> <p>注1～14（略）</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>リ <u>介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p>注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等</u></p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>（一）要介護1 <u>8,267単位</u></p> <p>（二）要介護2 <u>12,915単位</u></p> <p>（三）要介護3 <u>19,714単位</u></p> <p>（四）要介護4 <u>24,302単位</u></p> <p>（五）要介護5 <u>29,441単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II)（1月につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>注1～14（略）</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>（新設）</p>

の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員

(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護

職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の内容は次のとおり。

別表

1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	<u>1,013単位</u>
注（略）	
2 定期巡回サービス費（1回につき）	<u>379単位</u>
注（略）	
3 随時訪問サービス費(I)（1回につき）	<u>578単位</u>
注（略）	
4 随時訪問サービス費(Ⅱ)（1回につき）	<u>778単位</u>
注（略）	

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位
注1～5（略）

ハ・ニ（略）

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位
注1～5（略）

ハ・ニ（略）

（新設）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員

(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月

までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	409単位
(二) 要介護2	469単位
(三) 要介護3	530単位
(四) 要介護4	589単位
(五) 要介護5	651単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	428単位
(二) 要介護2	491単位
(三) 要介護3	555単位
(四) 要介護4	617単位
(五) 要介護5	682単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	645単位
(二) 要介護2	761単位
(三) 要介護3	879単位
(四) 要介護4	995単位
(五) 要介護5	1,113単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	407単位
(二) 要介護2	466単位
(三) 要介護3	527単位
(四) 要介護4	586単位
(五) 要介護5	647単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	426単位
(二) 要介護2	488単位
(三) 要介護3	552単位
(四) 要介護4	614単位
(五) 要介護5	678単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	641単位
(二) 要介護2	757単位
(三) 要介護3	874単位
(四) 要介護4	990単位
(五) 要介護5	1,107単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>666単位</u>
(二) 要介護 2	<u>786単位</u>
(三) 要介護 3	<u>908単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,029単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>739単位</u>
(二) 要介護 2	<u>873単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,012単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,150単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,288単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>768単位</u>
(二) 要介護 2	<u>908単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,052単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,197単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,339単位</u>
ロ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	<u>1,012単位</u>
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	<u>1,519単位</u>
注 1～22 (略)	

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからハマまでにより算

(一) 要介護 1	<u>662単位</u>
(二) 要介護 2	<u>782単位</u>
(三) 要介護 3	<u>903単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,023単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>735単位</u>
(二) 要介護 2	<u>868単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,144単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,281単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>764単位</u>
(二) 要介護 2	<u>903単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,190単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,332単位</u>
ロ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	<u>1,007単位</u>
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	<u>1,511単位</u>
注 1～22 (略)	

ハ・ニ (略)

(新設)

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介

護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定地域密着型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

いること。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>540単位</u>
b 要介護 2	<u>594単位</u>
c 要介護 3	<u>650単位</u>
d 要介護 4	<u>705単位</u>
e 要介護 5	<u>759単位</u>

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>566単位</u>
b 要介護 2	<u>623単位</u>
c 要介護 3	<u>681単位</u>
d 要介護 4	<u>738単位</u>
e 要介護 5	<u>795単位</u>

(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>853単位</u>
b 要介護 2	<u>945単位</u>
c 要介護 3	<u>1,035単位</u>
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,219単位</u>

(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>875単位</u>
b 要介護 2	<u>969単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	<u>1,156単位</u>
e 要介護 5	<u>1,250単位</u>

(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>989単位</u>
---------	--------------

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>538単位</u>
b 要介護 2	<u>592単位</u>
c 要介護 3	<u>647単位</u>
d 要介護 4	<u>702単位</u>
e 要介護 5	<u>756単位</u>

(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>564単位</u>
b 要介護 2	<u>620単位</u>
c 要介護 3	<u>678単位</u>
d 要介護 4	<u>735単位</u>
e 要介護 5	<u>792単位</u>

(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>849単位</u>
b 要介護 2	<u>941単位</u>
c 要介護 3	<u>1,031単位</u>
d 要介護 4	<u>1,122単位</u>
e 要介護 5	<u>1,214単位</u>

(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>871単位</u>
b 要介護 2	<u>965単位</u>
c 要介護 3	<u>1,057単位</u>
d 要介護 4	<u>1,151単位</u>
e 要介護 5	<u>1,245単位</u>

(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

a 要介護 1	<u>985単位</u>
---------	--------------

b 要介護 2	<u>1,097単位</u>
c 要介護 3	<u>1,204単位</u>
d 要介護 4	<u>1,312単位</u>
e 要介護 5	<u>1,420単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,021単位</u>
b 要介護 2	<u>1,132単位</u>
c 要介護 3	<u>1,242単位</u>
d 要介護 4	<u>1,355単位</u>
e 要介護 5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>489単位</u>
b 要介護 2	<u>538単位</u>
c 要介護 3	<u>586単位</u>
d 要介護 4	<u>636単位</u>
e 要介護 5	<u>685単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>512単位</u>
b 要介護 2	<u>563単位</u>
c 要介護 3	<u>615単位</u>
d 要介護 4	<u>666単位</u>
e 要介護 5	<u>717単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>767単位</u>
b 要介護 2	<u>849単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,011単位</u>
e 要介護 5	<u>1,094単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>786単位</u>

b 要介護 2	<u>1,092単位</u>
c 要介護 3	<u>1,199単位</u>
d 要介護 4	<u>1,307単位</u>
e 要介護 5	<u>1,414単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>1,017単位</u>
b 要介護 2	<u>1,127単位</u>
c 要介護 3	<u>1,237単位</u>
d 要介護 4	<u>1,349単位</u>
e 要介護 5	<u>1,459単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>487単位</u>
b 要介護 2	<u>536単位</u>
c 要介護 3	<u>584単位</u>
d 要介護 4	<u>633単位</u>
e 要介護 5	<u>682単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>510単位</u>
b 要介護 2	<u>561単位</u>
c 要介護 3	<u>612単位</u>
d 要介護 4	<u>663単位</u>
e 要介護 5	<u>714単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>845単位</u>
c 要介護 3	<u>927単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,089単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>783単位</u>

b 要介護 2	<u>871単位</u>
c 要介護 3	<u>955単位</u>
d 要介護 4	<u>1,037単位</u>
e 要介護 5	<u>1,122単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>984単位</u>
c 要介護 3	<u>1,081単位</u>
d 要介護 4	<u>1,177単位</u>
e 要介護 5	<u>1,272単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>917単位</u>
b 要介護 2	<u>1,015単位</u>
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,215単位</u>
e 要介護 5	<u>1,314単位</u>
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>265単位</u>
(二) 要介護 2	<u>275単位</u>
(三) 要介護 3	<u>284単位</u>
(四) 要介護 4	<u>293単位</u>
(五) 要介護 5	<u>303単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>277単位</u>
(二) 要介護 2	<u>288単位</u>
(三) 要介護 3	<u>297単位</u>
(四) 要介護 4	<u>307単位</u>
(五) 要介護 5	<u>317単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>443単位</u>

b 要介護 2	<u>867単位</u>
c 要介護 3	<u>951単位</u>
d 要介護 4	<u>1,033単位</u>
e 要介護 5	<u>1,117単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>
c 要介護 3	<u>1,076単位</u>
d 要介護 4	<u>1,172単位</u>
e 要介護 5	<u>1,267単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要介護 1	<u>913単位</u>
b 要介護 2	<u>1,011単位</u>
c 要介護 3	<u>1,110単位</u>
d 要介護 4	<u>1,210単位</u>
e 要介護 5	<u>1,308単位</u>
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>264単位</u>
(二) 要介護 2	<u>274単位</u>
(三) 要介護 3	<u>283単位</u>
(四) 要介護 4	<u>292単位</u>
(五) 要介護 5	<u>302単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>276単位</u>
(二) 要介護 2	<u>287単位</u>
(三) 要介護 3	<u>296単位</u>
(四) 要介護 4	<u>306単位</u>
(五) 要介護 5	<u>316単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>441単位</u>

(二) 要介護 2	458単位
(三) 要介護 3	475単位
(四) 要介護 4	491単位
(五) 要介護 5	507単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	455単位
(二) 要介護 2	470単位
(三) 要介護 3	487単位
(四) 要介護 4	503単位
(五) 要介護 5	519単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	520単位
(二) 要介護 2	539単位
(三) 要介護 3	557単位
(四) 要介護 4	575単位
(五) 要介護 5	595単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	537単位
(二) 要介護 2	556単位
(三) 要介護 3	575単位
(四) 要介護 4	594単位
(五) 要介護 5	615単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ

(二) 要介護 2	456単位
(三) 要介護 3	473単位
(四) 要介護 4	489単位
(五) 要介護 5	505単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	453単位
(二) 要介護 2	468単位
(三) 要介護 3	485単位
(四) 要介護 4	501単位
(五) 要介護 5	517単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	518単位
(二) 要介護 2	537単位
(三) 要介護 3	555単位
(四) 要介護 4	573単位
(五) 要介護 5	593単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	535単位
(二) 要介護 2	554単位
(三) 要介護 3	573単位
(四) 要介護 4	592単位
(五) 要介護 5	612単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの

利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,364単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,232単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,157単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,454単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,964単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,338単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,724単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,963単位</u>
(四) 要介護4	<u>22,033単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,295単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>567単位</u>
(2) 要介護2	<u>634単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>
(5) 要介護5	<u>835単位</u>

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,320単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,167単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,062単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,350単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,849単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,298単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,665単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,878単位</u>
(四) 要介護4	<u>21,939単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,191単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>565単位</u>
(2) 要介護2	<u>632単位</u>
(3) 要介護3	<u>700単位</u>
(4) 要介護4	<u>767単位</u>
(5) 要介護5	<u>832単位</u>

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

（新設）

定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (6) 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知し

ていること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの
利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
いること。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

（一）要介護1	761単位
（二）要介護2	797単位
（三）要介護3	820単位
（四）要介護4	837単位
（五）要介護5	854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

（一）要介護1	749単位
（二）要介護2	784単位
（三）要介護3	808単位
（四）要介護4	824単位
（五）要介護5	840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

（一）要介護1	789単位
（二）要介護2	825単位
（三）要介護3	849単位
（四）要介護4	865単位
（五）要介護5	882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

（一）要介護1	777単位
（二）要介護2	813単位

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

（一）要介護1	759単位
（二）要介護2	795単位
（三）要介護3	818単位
（四）要介護4	835単位
（五）要介護5	852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

（一）要介護1	747単位
（二）要介護2	782単位
（三）要介護3	806単位
（四）要介護4	822単位
（五）要介護5	838単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

（一）要介護1	787単位
（二）要介護2	823単位
（三）要介護3	847単位
（四）要介護4	863単位
（五）要介護5	880単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

（一）要介護1	775単位
（二）要介護2	811単位

- (三) 要介護 3 837単位
- (四) 要介護 4 853単位
- (五) 要介護 5 869単位

注 1～7 (略)

ハ～ル (略)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ

- (三) 要介護 3 835単位
- (四) 要介護 4 851単位
- (五) 要介護 5 867単位

注 1～7 (略)

ハ～ル (略)

(新設)

ること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村

長に報告すること。

(5) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>535単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>601単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>670単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>734単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>802単位</u> |

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>535単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>601単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>670単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>734単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>802単位</u> |

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>534単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>599単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>668単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>732単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>800単位</u> |

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要介護1 | <u>534単位</u> |
| (2) 要介護2 | <u>599単位</u> |
| (3) 要介護3 | <u>668単位</u> |
| (4) 要介護4 | <u>732単位</u> |
| (5) 要介護5 | <u>800単位</u> |

注 1～11 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

注 1～11 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域

密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>
(四) 要介護4	<u>776単位</u>
(五) 要介護5	<u>843単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>
(四) 要介護4	<u>774単位</u>
(五) 要介護5	<u>841単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>

(四) 要介護 4	<u>776単位</u>
(五) 要介護 5	<u>843単位</u>
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(I) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>646単位</u>
(二) 要介護 2	<u>714単位</u>
(三) 要介護 3	<u>787単位</u>
(四) 要介護 4	<u>857単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>
(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(II) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>646単位</u>
(二) 要介護 2	<u>714単位</u>
(三) 要介護 3	<u>787単位</u>
(四) 要介護 4	<u>857単位</u>
(五) 要介護 5	<u>925単位</u>
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>661単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>796単位</u>
(四) 要介護 4	<u>861単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>

(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>841単位</u>
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(I) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>644単位</u>
(二) 要介護 2	<u>712単位</u>
(三) 要介護 3	<u>785単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>922単位</u>
(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	
(II) (1日につき)	
(一) 要介護 1	<u>644単位</u>
(二) 要介護 2	<u>712単位</u>
(三) 要介護 3	<u>785単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>922単位</u>
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>794単位</u>
(四) 要介護 4	<u>859単位</u>
(五) 要介護 5	<u>923単位</u>
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>724単位</u>
(三) 要介護 3	<u>794単位</u>
(四) 要介護 4	<u>859単位</u>
(五) 要介護 5	<u>923単位</u>

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護1	<u>732単位</u>
(二) 要介護2	<u>797単位</u>
(三) 要介護3	<u>868単位</u>
(四) 要介護4	<u>934単位</u>
(五) 要介護5	<u>998単位</u>
(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護1	<u>732単位</u>
(二) 要介護2	<u>797単位</u>
(三) 要介護3	<u>868単位</u>
(四) 要介護4	<u>934単位</u>
(五) 要介護5	<u>998単位</u>

注1～18（略）

ホ～キ（略）

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	
(一) 要介護1	<u>730単位</u>
(二) 要介護2	<u>795単位</u>
(三) 要介護3	<u>866単位</u>
(四) 要介護4	<u>931単位</u>
(五) 要介護5	<u>995単位</u>
(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	
(一) 要介護1	<u>730単位</u>
(二) 要介護2	<u>795単位</u>
(三) 要介護3	<u>866単位</u>
(四) 要介護4	<u>931単位</u>
(五) 要介護5	<u>995単位</u>

注1～18（略）

ホ～キ（略）

（新設）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額

- が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	12,401単位
(二) 要介護2	17,352単位
(三) 要介護3	24,392単位
(四) 要介護4	27,665単位
(五) 要介護5	31,293単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	11,173単位
(二) 要介護2	15,634単位
(三) 要介護3	21,977単位
(四) 要介護4	24,926単位
(五) 要介護5	28,195単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	568単位
(2) 要介護2	635単位
(3) 要介護3	703単位
(4) 要介護4	770単位
(5) 要介護5	836単位

注1～11 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	12,341単位
(二) 要介護2	17,268単位
(三) 要介護3	24,274単位
(四) 要介護4	27,531単位
(五) 要介護5	31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	11,119単位
(二) 要介護2	15,558単位
(三) 要介護3	21,871単位
(四) 要介護4	24,805単位
(五) 要介護5	28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	565単位
(2) 要介護2	632単位
(3) 要介護3	700単位
(4) 要介護4	767単位
(5) 要介護5	832単位

注1～11 (略)

ハ～ヨ (略)

(新設)

算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職

員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知し

ていること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの
利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び
(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 1 - 5

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定
に関する基準

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）

（傍線部分は改正部分）

必 出 額	改 正 額
<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u></p> <p>注1～8（略）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ <u>介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ <u>介護予防訪問入浴介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u></p> <p><u>イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定</u></p> </div>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u></p> <p>注1～8（略）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>（新設）</p>

見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るため

に当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>301単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>449単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>790単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,084単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>287単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>254単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>380単位</u> |

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|----------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>300単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>448単位</u> |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | <u>787単位</u> |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>1,080単位</u> |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | <u>286単位</u> |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | <u>253単位</u> |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | <u>379単位</u> |

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>550単位</u>	(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>548単位</u>
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>810単位</u>	(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>807単位</u>
注1～12 (略)		注1～12 (略)	
ハ～ヘ (略)		ハ～ヘ (略)	
3 介護予防訪問リハビリテーション費		3 介護予防訪問リハビリテーション費	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>292単位</u>	イ 介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>290単位</u>
注1～10 (略)		注1～10 (略)	
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)	
4 介護予防居宅療養管理指導費		4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合		イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)		(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>444単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>442単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)		(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>294単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>
注1～5 (略)		注1～5 (略)	
ロ 歯科医師が行う場合		ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注1～4 (略)		注1～4 (略)	
ハ 薬剤師が行う場合		ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合		(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>560単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	

	<u>415単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>
注1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>
注1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>
注1～4 (略)	
ヘ (略)	
5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,721単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,634単位</u>
注1～9 (略)	
ロ～リ (略)	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用	

	<u>414単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>378単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>376単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>
注1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>
注1～4 (略)	
ヘ (略)	
5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,712単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,615単位</u>
注1～9 (略)	
ロ～リ (略)	
(新設)	

者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防通所リハビリテーションにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

-
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月

までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 466単位

b 要支援2 579単位

(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援1 466単位

b 要支援2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 438単位

b 要支援2 545単位

(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援1 438単位

b 要支援2 545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 545単位

b 要支援2 662単位

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 465単位

b 要支援2 577単位

(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援1 465単位

b 要支援2 577単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 437単位

b 要支援2 543単位

(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援1 437単位

b 要支援2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 543単位

b 要支援2 660単位

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援 1	545単位
b 要支援 2	662単位
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	514単位
b 要支援 2	638単位
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	514単位
b 要支援 2	638単位

注 1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要す

a 要支援 1	543単位
b 要支援 2	660単位
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	512単位
b 要支援 2	636単位
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	512単位
b 要支援 2	636単位

注 1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

(新設)

る費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃

金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 580単位

ii 要支援 2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 578単位

ii 要支援 2 719単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>613単位</u>
ii	要支援 2	<u>768単位</u>
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>816単位</u>
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>707単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>601単位</u>
ii	要支援 2	<u>752単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護	

i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>759単位</u>
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>765単位</u>
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>813単位</u>
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>582単位</u>
ii	要支援 2	<u>723単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>774単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>582単位</u>
ii	要支援 2	<u>723単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>774単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>566単位</u>
ii	要支援 2	<u>705単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>599単位</u>
ii	要支援 2	<u>750単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護	

費(I)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 623単位

ii 要支援 2 781単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 668単位

ii 要支援 2 826単位

c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 623単位

ii 要支援 2 781単位

d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 668単位

ii 要支援 2 826単位

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 651単位

ii 要支援 2 809単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 651単位

ii 要支援 2 809単位

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

費(I)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 778単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 666単位

ii 要支援 2 823単位

c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 778単位

d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 666単位

ii 要支援 2 823単位

(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 649単位

ii 要支援 2 806単位

b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 649単位

ii 要支援 2 806単位

(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i	要支援 1	<u>651単位</u>
ii	要支援 2	<u>809単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>651単位</u>
ii	要支援 2	<u>809単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>764単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>764単位</u>

注 1～14 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

○ (一) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1・2 (略)

(二) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は

i	要支援 1	<u>649単位</u>
ii	要支援 2	<u>806単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>649単位</u>
ii	要支援 2	<u>806単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>609単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>609単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>

注 1～14 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

○ (一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1・2 (略)

(二) (略)

(6)・(7) (略)

(新設)

、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 525単位

ii 要支援2 659単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 553単位

ii 要支援2 687単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 543単位

ii 要支援2 677単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 581単位

ii 要支援2 736単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援1 614単位

ii 要支援2 769単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援1 602単位

ii 要支援2 757単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 523単位

ii 要支援2 657単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 551単位

ii 要支援2 685単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 541単位

ii 要支援2 675単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 579単位

ii 要支援2 734単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援1 612単位

ii 要支援2 767単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援1 600単位

ii 要支援2 755単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i	要支援 1	<u>494単位</u>
ii	要支援 2	<u>619単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>509単位</u>
ii	要支援 2	<u>634単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>552単位</u>
ii	要支援 2	<u>698単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>570単位</u>
ii	要支援 2	<u>716単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>477単位</u>
ii	要支援 2	<u>596単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>676単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>

i	要支援 1	<u>492単位</u>
ii	要支援 2	<u>617単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>507単位</u>
ii	要支援 2	<u>632単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>550単位</u>
ii	要支援 2	<u>696単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>714単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>476単位</u>
ii	要支援 2	<u>594単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>674単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>532単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>589単位</u>
ii	要支援 2	<u>744単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>532単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>

b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>591単位</u>
ii	要支援2	<u>746単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援1	<u>607単位</u>
b	要支援2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援1	<u>635単位</u>
b	要支援2	<u>792単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	要支援1	<u>625単位</u>
b	要支援2	<u>782単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	要支援1	<u>607単位</u>
b	要支援2	<u>764単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援1	<u>635単位</u>
b	要支援2	<u>792単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a	要支援1	<u>625単位</u>
b	要支援2	<u>782単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援1	<u>607単位</u>
b	要支援2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	

b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>589単位</u>
ii	要支援2	<u>744単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援1	<u>605単位</u>
b	要支援2	<u>762単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援1	<u>633単位</u>
b	要支援2	<u>790単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	要支援1	<u>623単位</u>
b	要支援2	<u>780単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	要支援1	<u>605単位</u>
b	要支援2	<u>762単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援1	<u>633単位</u>
b	要支援2	<u>790単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a	要支援1	<u>623単位</u>
b	要支援2	<u>780単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援1	<u>605単位</u>
b	要支援2	<u>762単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	

a 要支援1 607単位
b 要支援2 764単位

注1～11 (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

(8)・(9) (略)

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

a 要支援1 605単位
b 要支援2 762単位

注1～11 (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8)・(9) (略)

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額

が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

。 (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>509単位</u>
ii 要支援2	<u>639単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>536単位</u>
ii 要支援2	<u>666単位</u>
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	<u>527単位</u>
ii 要支援2	<u>657単位</u>
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	<u>566単位</u>
ii 要支援2	<u>717単位</u>
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	<u>598単位</u>
ii 要支援2	<u>749単位</u>
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援1	<u>587単位</u>
ii 要支援2	<u>738単位</u>

(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>452単位</u>
ii 要支援2	<u>565単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>516単位</u>
ii 要支援2	<u>651単位</u>

(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>507単位</u>
ii 要支援2	<u>637単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>664単位</u>
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	<u>525単位</u>
ii 要支援2	<u>655単位</u>
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	<u>564単位</u>
ii 要支援2	<u>715単位</u>
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	<u>596単位</u>
ii 要支援2	<u>747単位</u>
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援1	<u>585単位</u>
ii 要支援2	<u>736単位</u>

(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>451単位</u>
ii 要支援2	<u>563単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>514単位</u>
ii 要支援2	<u>649単位</u>

(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>609単位</u>
b 要支援 2	<u>762単位</u>
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要支援 1	<u>609単位</u>
b 要支援 2	<u>762単位</u>

注 1～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

5～17 (略)

a 要支援 1	<u>589単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>616単位</u>
b 要支援 2	<u>769単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>760単位</u>
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要支援 1	<u>589単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要支援 1	<u>616単位</u>
b 要支援 2	<u>769単位</u>
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>760単位</u>

注 1～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(二) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当

(6)・(7) (略)

(新設)

該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 815単位

ii 要支援2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 922単位

ii 要支援2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 752単位

ii 要支援2 922単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 810単位

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 813単位

ii 要支援2 974単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 919単位

ii 要支援2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 750単位

ii 要支援2 919単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 808単位

ii 要支援 2	<u>1,001単位</u>
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>730単位</u>
ii 要支援 2	<u>894単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>788単位</u>
ii 要支援 2	<u>974単位</u>
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>718単位</u>
ii 要支援 2	<u>878単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>775単位</u>
ii 要支援 2	<u>958単位</u>
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>658単位</u>
ii 要支援 2	<u>819単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>765単位</u>
ii 要支援 2	<u>921単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>566単位</u>
b 要支援 2	<u>727単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>624単位</u>
b 要支援 2	<u>806単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1	

ii 要支援 2	<u>998単位</u>
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>728単位</u>
ii 要支援 2	<u>892単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>786単位</u>
ii 要支援 2	<u>971単位</u>
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>716単位</u>
ii 要支援 2	<u>876単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>773単位</u>
ii 要支援 2	<u>955単位</u>
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>656単位</u>
ii 要支援 2	<u>817単位</u>
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>763単位</u>
ii 要支援 2	<u>918単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>564単位</u>
b 要支援 2	<u>725単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>622単位</u>
b 要支援 2	<u>804単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1	

日につき)

- (一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
- a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (i)
- i 要支援1 942単位
- ii 要支援2 1,098単位
- b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (ii)
- i 要支援1 942単位
- ii 要支援2 1,098単位
- (二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
- a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (i)
- i 要支援1 834単位
- ii 要支援2 1,027単位
- b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (ii)
- i 要支援1 834単位
- ii 要支援2 1,027単位

注1～6 (略)

(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

日につき)

- (一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
- a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (i)
- i 要支援1 939単位
- ii 要支援2 1,095単位
- b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (ii)
- i 要支援1 939単位
- ii 要支援2 1,095単位
- (二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
- a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (i)
- i 要支援1 832単位
- ii 要支援2 1,024単位
- b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費
- (ii)
- i 要支援1 832単位
- ii 要支援2 1,024単位

注1～6 (略)

(4) (略)

(5) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注 (略)
5～17 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であ

(6)・(7) (略)
(新設)

ること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において

、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

。 (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 578単位

ii 要支援2 712単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 639単位

ii 要支援2 794単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 568単位

ii 要支援2 702単位

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 576単位

ii 要支援2 710単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 637単位

ii 要支援2 792単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 566単位

ii 要支援2 700単位

b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>627単位</u>
ii	要支援2	<u>782単位</u>
(三)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>552単位</u>
ii	要支援2	<u>686単位</u>
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>611単位</u>
ii	要支援2	<u>766単位</u>
(2)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>551単位</u>
ii	要支援2	<u>674単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>612単位</u>
ii	要支援2	<u>756単位</u>
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>535単位</u>
ii	要支援2	<u>658単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>596単位</u>
ii	要支援2	<u>740単位</u>
(三)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>524単位</u>
ii	要支援2	<u>647単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	

b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>625単位</u>
ii	要支援2	<u>780単位</u>
(三)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>550単位</u>
ii	要支援2	<u>684単位</u>
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>609単位</u>
ii	要支援2	<u>764単位</u>
(2)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>549単位</u>
ii	要支援2	<u>672単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>610単位</u>
ii	要支援2	<u>754単位</u>
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>533単位</u>
ii	要支援2	<u>656単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>594単位</u>
ii	要支援2	<u>738単位</u>
(三)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>522単位</u>
ii	要支援2	<u>645単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	

i	要支援 1	<u>585単位</u>
ii	要支援 2	<u>729単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>525単位</u>
ii	要支援 2	<u>652単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>581単位</u>
ii	要支援 2	<u>728単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>500単位</u>
ii	要支援 2	<u>617単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>558単位</u>
ii	要支援 2	<u>695単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(1)		
a	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>818単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>818単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	

i	要支援 1	<u>583単位</u>
ii	要支援 2	<u>727単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>523単位</u>
ii	要支援 2	<u>650単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>579単位</u>
ii	要支援 2	<u>726単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>498単位</u>
ii	要支援 2	<u>615単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>556単位</u>
ii	要支援 2	<u>693単位</u>
(4)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(1)		
a	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>815単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>815単位</u>
(二)	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	

(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>650単位</u>
ii	要支援 2 <u>808単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>650単位</u>
ii	要支援 2 <u>808単位</u>
(5)	ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
(一)	ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
a	要支援 1 <u>674単位</u>
b	要支援 2 <u>821単位</u>
(二)	ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
a	要支援 1 <u>674単位</u>
b	要支援 2 <u>821単位</u>
(6)	ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
(一)	ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
a	ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>618単位</u>
ii	要支援 2 <u>767単位</u>
b	ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>618単位</u>
ii	要支援 2 <u>767単位</u>

(II)	
a	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>648単位</u>
ii	要支援 2 <u>805単位</u>
b	ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>648単位</u>
ii	要支援 2 <u>805単位</u>
(5)	ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
(一)	ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
a	要支援 1 <u>672単位</u>
b	要支援 2 <u>818単位</u>
(二)	ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
a	要支援 1 <u>672単位</u>
b	要支援 2 <u>818単位</u>
(6)	ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
(一)	ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
a	ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>616単位</u>
ii	要支援 2 <u>765単位</u>
b	ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>616単位</u>
ii	要支援 2 <u>765単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 643単位

ii 要支援2 781単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 643単位

ii 要支援2 781単位

注1～11 (略)

(7) (略)

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理(1日につき) 518単位

注1・2 (略)

ロ (略)

(9) (略)

(10) 特別診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理(1日につき) 125単位

注 (略)

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 641単位

ii 要支援2 779単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 641単位

ii 要支援2 779単位

注1～11 (略)

(7) (略)

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理(1日につき) 511単位

注1・2 (略)

ロ (略)

(9) (略)

(10) 特別診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

5～17 (略)

(11)・(12) (略)

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

(11)・(12) (略)

(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都

道府県知事に報告すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。

(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1 181単位

(2) 要支援2 310単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定介護予防特定施設において、外部サービス利

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1 180単位

(2) 要支援2 309単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定介護予防特定施設において、外部サービス利

用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。

一 （略）

二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ （略）

ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(1) 要支援一 五千三十二単位

(2) 要支援二 一万五百三十一単位

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 55単位

注1・2 （略）

2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者

1,054単位

(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者

2,108単位

(3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

3,344単位

3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 要支援1

1,489単位

(2) 要支援2

3,053単位

4～11 （略）

2～8 （略）

ハ～ホ （略）

ㇿ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予

2～8 （略）

ハ～ホ （略）

（新設）

防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

○ 介護予防特定施設入居者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (6) 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関

するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

9 (略)

9 (略)

別紙 1 - 6

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用 の額の算定に関する基準

○ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）

（傍線部分は改出部分）

改 出 後	改 出 前
<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p> (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>473単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>523単位</u></p> <p> (二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>495単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>548単位</u></p> <p> (三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>738単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>824単位</u></p> <p> (四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>757単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>846単位</u></p> <p> (五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>856単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>956単位</u></p> <p> (六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>883単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>986単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p> (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>427単位</u></p>	<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p> (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>471単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>521単位</u></p> <p> (二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>493単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>546単位</u></p> <p> (三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>735単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>821単位</u></p> <p> (四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>754単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>842単位</u></p> <p> (五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>852単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>952単位</u></p> <p> (六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>879単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>982単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p> (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>425単位</u></p>

b 要支援 2	<u>474単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>447単位</u>
b 要支援 2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>664単位</u>
b 要支援 2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>681単位</u>
b 要支援 2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>769単位</u>
b 要支援 2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>794単位</u>
b 要支援 2	<u>886単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>246単位</u>
(二) 要支援 2	<u>260単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>258単位</u>
(二) 要支援 2	<u>272単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>411単位</u>
(二) 要支援 2	<u>434単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>422単位</u>
(二) 要支援 2	<u>445単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>482単位</u>

b 要支援 2	<u>472単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>445単位</u>
b 要支援 2	<u>494単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>661単位</u>
b 要支援 2	<u>737単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>678単位</u>
b 要支援 2	<u>756単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>766単位</u>
b 要支援 2	<u>855単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>791単位</u>
b 要支援 2	<u>882単位</u>
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>245単位</u>
(二) 要支援 2	<u>259単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>257単位</u>
(二) 要支援 2	<u>271単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>409単位</u>
(二) 要支援 2	<u>432単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>420単位</u>
(二) 要支援 2	<u>443単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>480単位</u>

- (二) 要支援 2 510単位
- (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合
 - (一) 要支援 1 498単位
 - (二) 要支援 2 526単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (二) 要支援 2 508単位
- (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合
 - (一) 要支援 1 496単位
 - (二) 要支援 2 524単位

注 1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改

善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること

。

(6) 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,418単位

(二) 要支援2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,080単位

(二) 要支援2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)

(1) 要支援1 421単位

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,403単位

(二) 要支援2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,066単位

(二) 要支援2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)

(1) 要支援1 419単位

(2) 要支援 2

526単位

注 1～7 (略)

ハ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算

(2) 要支援 2

524単位

注 1～7 (略)

ハ～リ (略)

(新設)

定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

○
(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

○
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を

市町村長に報告すること。

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。

(6) 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 773単位

注1～6 （略）

ハ～ヌ （略）

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 771単位

注1～6 （略）

ハ～ヌ （略）

（新設）

の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員

(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること

○
(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護

職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 1 - 7

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定介護予防支援介護給付費単位数表</p> <p>介護予防支援費</p> <p>イ 介護予防支援費（1月につき） <u>431単位</u></p> <p> 注1・2（略）</p> <p> ロ・ハ（略）</p>	<p style="text-align: center;">指定介護予防支援介護給付費単位数表</p> <p>介護予防支援費</p> <p>イ 介護予防支援費（1月につき） <u>430単位</u></p> <p> 注1・2（略）</p> <p> ロ・ハ（略）</p>

参考 2 - 1

厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療
費に係る指導管理等及び単位数

○ 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 1～3 （略） 4 重度療養管理（1日につき） 注 （略） 5～17 （略） 別表第二 1～3 （略） 4 重度療養管理（1日につき） 注 （略） 5～17 （略）	別表第一 1～3 （略） 4 重度療養管理（1日につき） 注 （略） 5～17 （略） 別表第二 1～3 （略） 4 重度療養管理（1日につき） 注 （略） 5～17 （略）

参考 2 - 2

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び
介護予防サービス費等区分支給限度基準額

○ 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 経過的要介護（略）</p> <p>ロ 要介護一 一万六千七百六十五単位</p> <p>ハ 要介護二 一万九千七百五単位</p> <p>ニ 要介護三 二万七千四十八単位</p> <p>ホ 要介護四 三万九百三十八単位</p> <p>ヘ 要介護五 三万六千二百十七単位</p> <p>二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 要支援一 五千三十二単位</p>	<p>一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 経過的要介護（略）</p> <p>ロ 要介護一 一万六千六百九十二単位</p> <p>ハ 要介護二 一万九千六百十六単位</p> <p>ニ 要介護三 二万六千九百三十一単位</p> <p>ホ 要介護四 三万八百六十六単位</p> <p>ヘ 要介護五 三万六千六十五単位</p> <p>二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。</p> <p>イ 要支援一 五千三単位</p>

備考
(略)

口 要支援二 一万五千三十一单位

備考
(略)

口 要支援二 一万四千七十三单位

参考 2 - 3

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。</p>

参考 2 - 4

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>		区分	額
		ユニット型個室	一日につき二千六円
		ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円
		従来型個室（特養等）	一日につき千七百一十一円
		従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百六十八円
		多床室（特養等）	一日につき八百五十五円
備考		備考	
(略)		(略)	
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>		区分	額
		ユニット型個室	一日につき千九百七十円
		ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
		従来型個室（特養等）	一日につき千五百十円
		従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円
		多床室（特養等）	一日につき八百四十円
備考		備考	
(略)		(略)	

参考 2 - 5

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。</p>

参考 2 - 6

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	区分	額	額
	ユニット型個室	一日につき二千六円	一日につき千九百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	一日につき千六百四十円
	従来型個室	一日につき千七百七十一円	一日につき千五百十円
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	区分	額	額
	ユニット型個室	一日につき二千六円	一日につき千九百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	一日につき千六百四十円
	従来型個室	一日につき千七百七十一円	一日につき千五百十円
多床室	一日につき八百五十五円	一日につき八百四十円	

備考
(略)

備考
(略)

参考 2 - 7

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

○ 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要介護一 <u>一万六千二百九十四単位</u></p> <p>(2) 要介護二 <u>一万八千三百一単位</u></p> <p>(3) 要介護三 <u>一万三千九十八単位</u></p> <p>(4) 要介護四 <u>一万二千三百四十四単位</u></p> <p>(5) 要介護五 <u>一万四千四百四十二単位</u></p> <p>二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要支援一 <u>五千三十二単位</u></p> <p>(2) 要支援二 <u>一万五百三十一単位</u></p> <p>別表第一</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) (略)</p>	<p>一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要介護一 <u>一万六千二百三単位</u></p> <p>(2) 要介護二 <u>一万八千四百四十九単位</u></p> <p>(3) 要介護三 <u>一万二千四百四十六単位</u></p> <p>(4) 要介護四 <u>一万二千百九十二単位</u></p> <p>(5) 要介護五 <u>一万四千二百五十九単位</u></p> <p>二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要支援一 <u>五千三単位</u></p> <p>(2) 要支援二 <u>一万四百七十三単位</u></p> <p>別表第一</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位

(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位

ハ (略)

3～10 (略)

別表第二

1 (略)

2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位

(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位

(3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

3,344単位

3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位

(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合 260単位

ハ (略)

3～10 (略)

別表第二

1 (略)

2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位

(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位

(3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

3,334単位

3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事

<p>業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p>	<p>業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p>
<p>(1) 要支援 1</p>	<p>(1) 要支援 1</p>
<p>(2) 要支援 2</p>	<p>(2) 要支援 2</p>
<p>4～11 (略)</p>	<p>4～11 (略)</p>

1,489単位

3,053単位

1,482単位

3,039単位

参考 2 - 8

厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数

○ 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示第二百六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表		別表	
1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	<u>1,013単位</u>	1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	<u>1,009単位</u>
注（略）		注（略）	
2 定期巡回サービス費（1回につき）	<u>379単位</u>	2 定期巡回サービス費（1回につき）	<u>378単位</u>
注（略）		注（略）	
3 随時訪問サービス費(I)（1回につき）	<u>578単位</u>	3 随時訪問サービス費(I)（1回につき）	<u>576単位</u>
注（略）		注（略）	
4 随時訪問サービス費(II)（1回につき）	<u>778単位</u>	4 随時訪問サービス費(II)（1回につき）	<u>775単位</u>
注（略）		注（略）	

参考 2－9

厚生労働大臣が定める基準

改正後	改正前
<p>一〇四（略）</p> <p>四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>（新設）</p>

- 四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを算定していること。
- (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 五・六 (略)
- 六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれに

五・六
(新設)
(略)

- も適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。
- (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が

<p>困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p>	<p>(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>(5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イを算定していること。</p>	<p>(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>	<p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>七〇二十四 (略)</p> <p>二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p>	<p>二十四の三 (略)</p> <p>二十五〇三十四 (略)</p>	<p>三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p>	<p>三十四の三・三十四の四 (略)</p> <p>三十五〇三十九 (略)</p>	<p>三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善</p>	<p>七〇二十四 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>二十四の二 (略)</p> <p>二十五〇三十四 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>三十四の二・三十四の三 三十五〇三十九 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
---	---	--	---	--	---	--	---	-------------------------------------	---	---	---------------------------------------	------------------------------	---	---

加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十九の三 (略)

四十・四十一 (略)

四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

四十二〜四十四 (略)

四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職

三十九の二 (略)

四十・四十一 (略)

(新設)

四十二〜四十四 (略)

(新設)

- 員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- 四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。
- (6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(4)まで及び(6)から

(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十五～四十八 (略)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方

四十五～四十八 (略)
(新設)

法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十九～五十一 (略)

五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十九～五十一 (略)

(新設)

五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

<p>イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二十条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。）で二以上確保していること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p>	<p>イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二十条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。）で二以上確保していること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p>
<p>五十一の四～五十一の九（略）</p>	<p>五十一の三～五十一の八（略）</p>
<p>五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p>	<p>（新設）</p>
<p>第四十八号の二の規定を準用する。</p>	<p>五十二・五十三（略）</p>
<p>五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p>	<p>（新設）</p>
<p>第四十八号の二の規定を準用する。</p>	<p>五十四～五十八（略）</p>
<p>五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特別処遇改善加算の基準</p>	<p>（新設）</p>
<p>第四十八号の二の規定を準用する。</p>	<p>五十八の二・五十八の三（略）</p>
<p>五十八の三・五十八の四（略）</p>	<p>五十九・六十（略）</p>
<p>五十九・六十（略）</p>	<p>（新設）</p>
<p>六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特別処遇改善加算の基準</p>	<p>六十の二（略）</p>
<p>第四十八号の二の規定を準用する。</p>	<p>六十一・六十二（略）</p>
<p>六十の三（略）</p>	<p>（新設）</p>
<p>六十一・六十二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p>	<p>（略）</p>
<p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介</p>	<p>（略）</p>

護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。

(二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出る

こと。

(4) 指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

六十三(略)

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上であること。ただし、介

六十三(略)
(新設)

- 護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること
その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はそ
の限りでないこと。
- (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改
善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能
のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込
額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金
改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員
の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上である
こと。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職
員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を
上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額
四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所に
おいて、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及
び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を
記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職
員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善
を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が
困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員
の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すこ
とはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出る
こと。
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護介護事業
所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績
を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型
介護老人福祉施設入所者生活介護の注5の日常生活継続支援

加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七十四～八十一
八十一の二 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

八十二～八十八 (略)

八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介

七十四～八十一 (略)

(新設)

八十二～八十八 (略)

(新設)

- 護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。
- (二) 当該施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イの

百十四の三 (略)	百十四の二 (略)
百十五〇百十七 (略)	百十五〇百十七 (略)
百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特別 処遇改善加算の基準	(新設)
第六号の二の規定を準用する。	
百十七の三 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介 護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準	百十七の二 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介 護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準
第三十九号の三の規定を準用する。	第三十九号の二の規定を準用する。
百十八・百十九 (略)	百十八・百十九 (略)
百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特別 処遇改善加算の基準	(新設)
第六号の二の規定を準用する。	
百十九の三・百十九の四 (略)	百十九の二・百十九の三 (略)
百二十〇・百二十一 (略)	百二十〇・百二十一 (略)
百二十一の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職 員等特定処遇改善加算の基準	(新設)
第六号の二の規定を準用する。	
百二十一の三 (略)	百二十一の二 (略)
百二十二・百二十三 (略)	百二十二・百二十三 (略)
百二十三の二 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員 等特定処遇改善加算の基準	(新設)
第四十八号の二の規定を準用する。	
百二十四〇百二十七 (略)	百二十四〇百二十七 (略)
百二十七の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職 員等特定処遇改善加算の基準	(新設)
第四十八号の二の規定を準用する。	
百二十七の三 (略)	百二十七の二 (略)
百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生 労働大臣が定める基準	百二十七の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生 労働大臣が定める基準
第五十八号の四の規定を準用する。	第五十八号の三の規定を準用する。
百二十八・百二十九 (略)	百二十八・百二十九 (略)

百二十九の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
第四十八号の二の規定を準用する。

(新設)